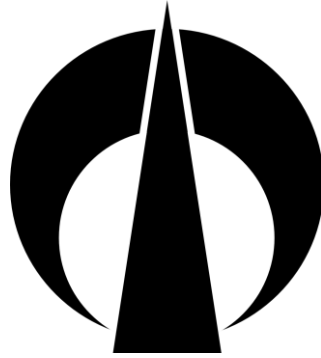


令和6年度版  
(令和5年度実績)

# 府中市の国保



府中市 市民課

# 目 次

用語の説明	1
1 運営機構とあゆみ	
(1) 国民健康保険事業のあゆみ	2
(2) 事務組織等の状況	3
(3) 府中市国民健康保険運営協議会	4
2 被保険者の状況	
(1) 加入状況	5
(2) 年齢階層別被保険者数	6
(3) 被保険者の制度別構成	7
3 財政の状況	
(1) 国民健康保険特別会計の状況	8
(2) 国民健康保険財政調整基金	13
4 保険税の状況	
(1) 保険税の概要	14
(2) 賦課状況	15
(3) 収納状況	16
(4) 一世帯当たり・一人当たり保険税	17
5 保険給付の状況	
(1) 保険給付の内容	18
(2) 医療費（療養諸費費用額）及び被保険者内訳	20
(3) 費用額負担区分の状況	21
(4) 高額療養費の状況	24
(5) 任意給付の支給状況	25
(6) 医療費（療養諸費費用額）と支払義務額（保険給付費）の推移	26
(7) 主要疾病分類別の受診状況	27
6 保健事業の状況	
(1) 保健事業の状況	28
(2) 計画	31
7 その他	
(1) 資格証明書等交付状況等	32
(2) 事業年報	33
(3) 条例・規則	
・府中市国民健康保険条例	47
・府中市国民健康保険条例施行規則	55
・府中市国民健康保険税条例	60
・府中市国民健康保険税条例施行規則	89
・府中市国民健康保険財政調整基金条例	90

## 用語の説明

- **療養諸費費用額（医療費）**

療養の給付等と療養費等の費用額を合算したものであり、国保における総医療費を意味する。

- **費用額**

保険診療の診療報酬の計算は点数単位制によって行われるため、給付対象となる診療行為を点数で表し、その点数に点数単価（1点10円）を乗じたものをいう。

- **保険者負担分**

療養の給付等費用額から他法優先を控除した額の7割（年齢等により8割）相当額。

- **一部負担金**

療養の給付等費用額から他法優先を控除した額の3割（年齢等により2割）相当額。

- **標準負担額**

入院時の食事に係る費用の一部負担金。

- **他法負担分（他法優先）**

国民健康保険法以外の法律により、療養の給付等費用額10割相当の支払を国保より先に公費負担した額。

- **他法負担分（国保優先）**

療養の給付等費用額10割相当額の支払を、国保が7割（年齢等により8割）保険給付した後に、国民健康保険法以外の法律により、残りの一部負担金相当額に対して行われた公費負担額。

- **件数**

診療報酬明細書や調剤診療報酬明細書（1人の患者につき、月ごと医療機関ごとに1枚作成される。総合病院などは、診療科ごとに作成させる。入院と入院外は別となる。）の枚数。

高額療養費では、支給決定の件数。

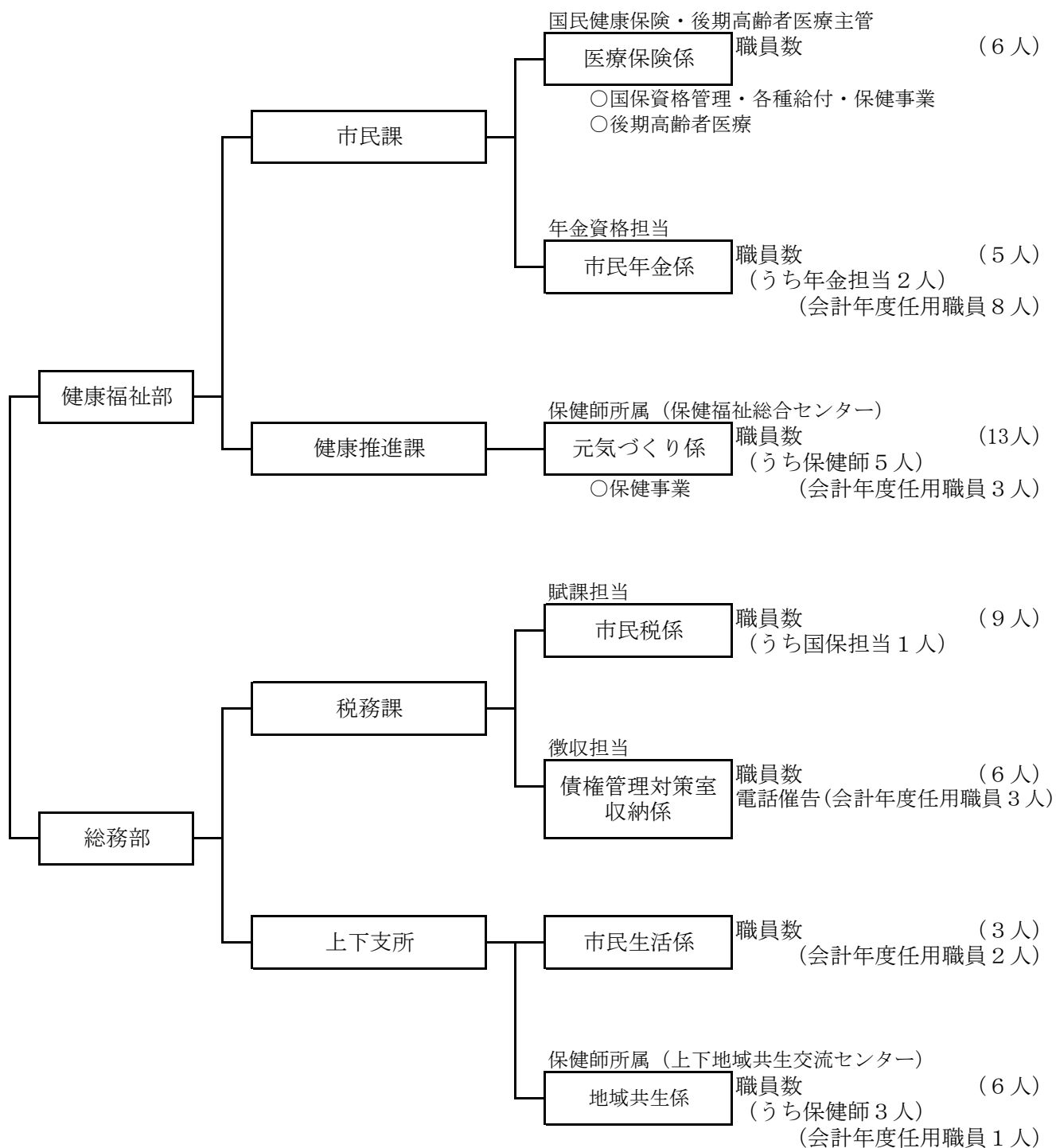
# 1 運営機構とあゆみ

(1) 国民健康保険事業のあゆみ[令和2年(2020年)以降]

年 月 日	国民健康保険事業 (市の施策等)	特記事項 (国・県・制度改正等)
令和2年 (2020年)	2.13 第143回 国保運営協議会	
	4.1 国民健康保険税賦課限度額の改定 医療分 61万円→63万円 介護分 16万円→17万円 国民健康保険税率改正 医療分 所得割7.60→7.55% 均等割25,740→26,880円 平等割19,380→19,740円 支援分 所得割2.62→2.57% 均等割8,700→8,940円 平等割6,300→6,420円 介護分 所得割2.57→2.43% 均等割10,020→10,140円 平等割4,920→4,980円	保険税軽減判定における所得基準額の拡充
	8.1 被保険者証更新	
	8.24 第144回 国保運営協議会	
令和3年 (2021年)	2.18 第145回 国保運営協議会	
	4.1 国民健康保険税率改正 医療分 所得割7.55→7.25% 平等割19,740→19,363円 支援分 所得割2.57→2.54% 介護分 所得割2.43→2.22% 均等割10,140→9,847円 平等割4,980→4,837円	
	8.1 被保険者証更新	
	8.20 第146回 国保運営協議会	
令和4年 (2022年)	2.16 第147回 国保運営協議会	
	4.1 国民健康保険税賦課限度額の改定 医療分 63万円→65万円 支援分 19万円→20万円 国民健康保険税率改正 医療分 所得割7.25→7.00% 平等割19,363→18,888円 支援分 所得割2.54→2.50% 介護分 所得割2.22→2.16% 未就学児の均等割額軽減 1/2	
	8.1 被保険者証更新	
	8.19 第148回 国保運営協議会	
令和5年 (2023年)	2.14 第149回 国保運営協議会	
	4.1 国民健康保険税賦課限度額の改定 支援分 20万円→22万円 国民健康保険税率改正 医療分 所得割7.00→7.10% 均等割26,880→28,868円 平等割18,888→19,406円 支援分 所得割2.50→2.63% 均等割8,940→10,209円 平等割6,420→6,916円 介護分 所得割2.16→2.12% 均等割9,847→10,263円 平等割4,837→5,035円 高額療養費の支給簡素化	保険税軽減判定における所得基準額の引き上げ
	4.28 第150回 国保運営協議会	
	8.1 被保険者証更新	
	8.24 第151回 国保運営協議会	

(2) 事務組織等の状況

令和6年4月1日現在



### (3) 府中市国民健康保険運営協議会

#### ① 目的

国民健康保険法第11条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

#### ② 委員の構成 (委員定数14人)

被保険者を代表する委員 4人  
 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人  
 公益を代表する委員 4人  
 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

#### ③ 委員の任期

任期 3年 (令和4年1月1日～令和6年12月31日)

#### ④ 委員の名前

(令和6年1月1日現在)

区 分	名 前	備 考
被保険者を代表する委員	青 田 直 輝	農業
	秋 山 利 枝	農業
	竹 本 裕 子	商業
	栗 本 征 治	商業
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	原 田 志 保	薬剤師
	金 光 俊 尚	医師
	難 波 泰 樹	医師
	佐 藤 雅 和	歯科医師
公益を代表する委員	伊 達 速 人	法人役員
	田 中 芳 昭	商工会議所
	安 原 秀 治	法人役員
	広 瀬 和 彦	市議会議員
被用者保険等保険者を代表する委員	松 本 大 輔	健康保険組合
	田 中 耕	全国健康保険協会広島支部

#### ⑤ 令和5年度開催状況

開 催 時 期	協 議 内 容
第1回協議会 令和5年4月28日	(諮問) 令和5年度府中市国民健康保険税の税率改正(案)について
第2回協議会 令和5年8月24日	(報告) 令和4年度府中市国民健康保険特別会計決算について 国民健康保険税等の改正について 令和5年8月1日被保険者証等の更新状況について
第3回協議会 令和6年2月9日	(報告) 国民健康保険税等の改正予定について 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定 について マイナンバーカードと被保険者証の一体化について (諮問) 令和6年度府中市国民健康保険特別会計予算(案)について 令和6年度府中市国民健康保険税の税率改正(案)について

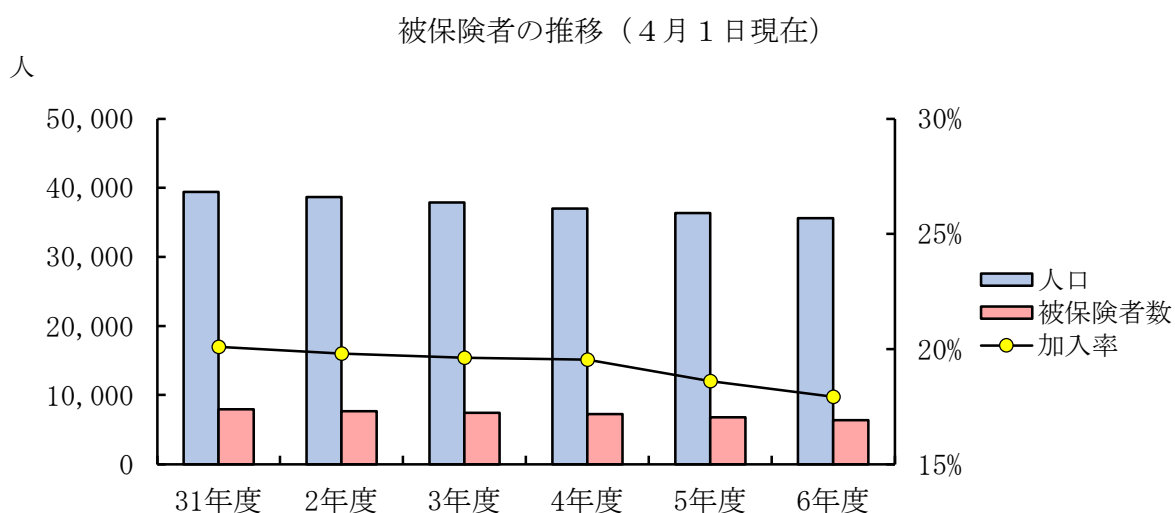
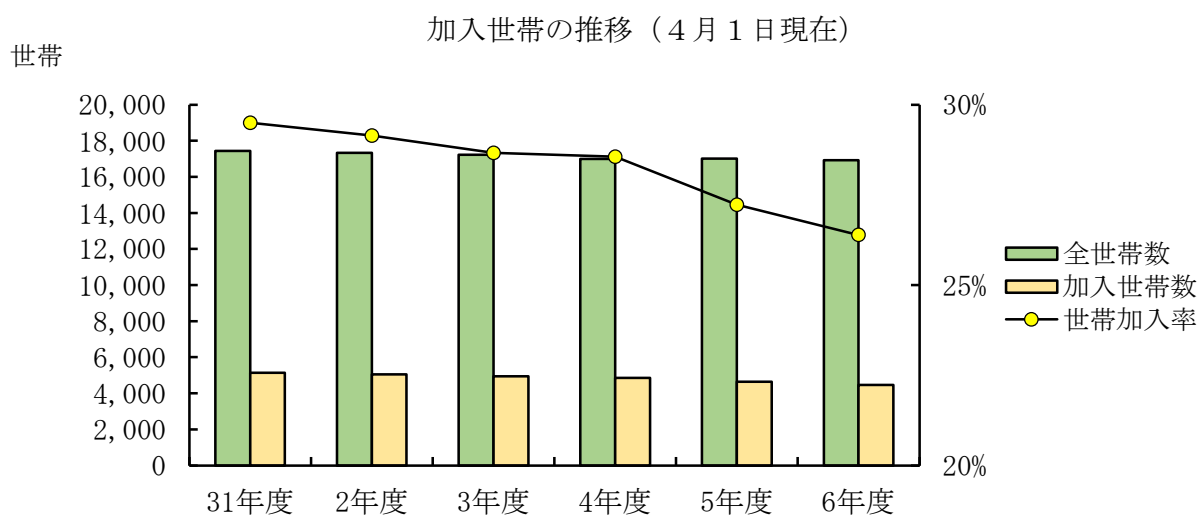
## 2 被保険者の状況



## (1) 加入状況

(市全体は4月1日現在外国人を含む・国保は3月末現在)

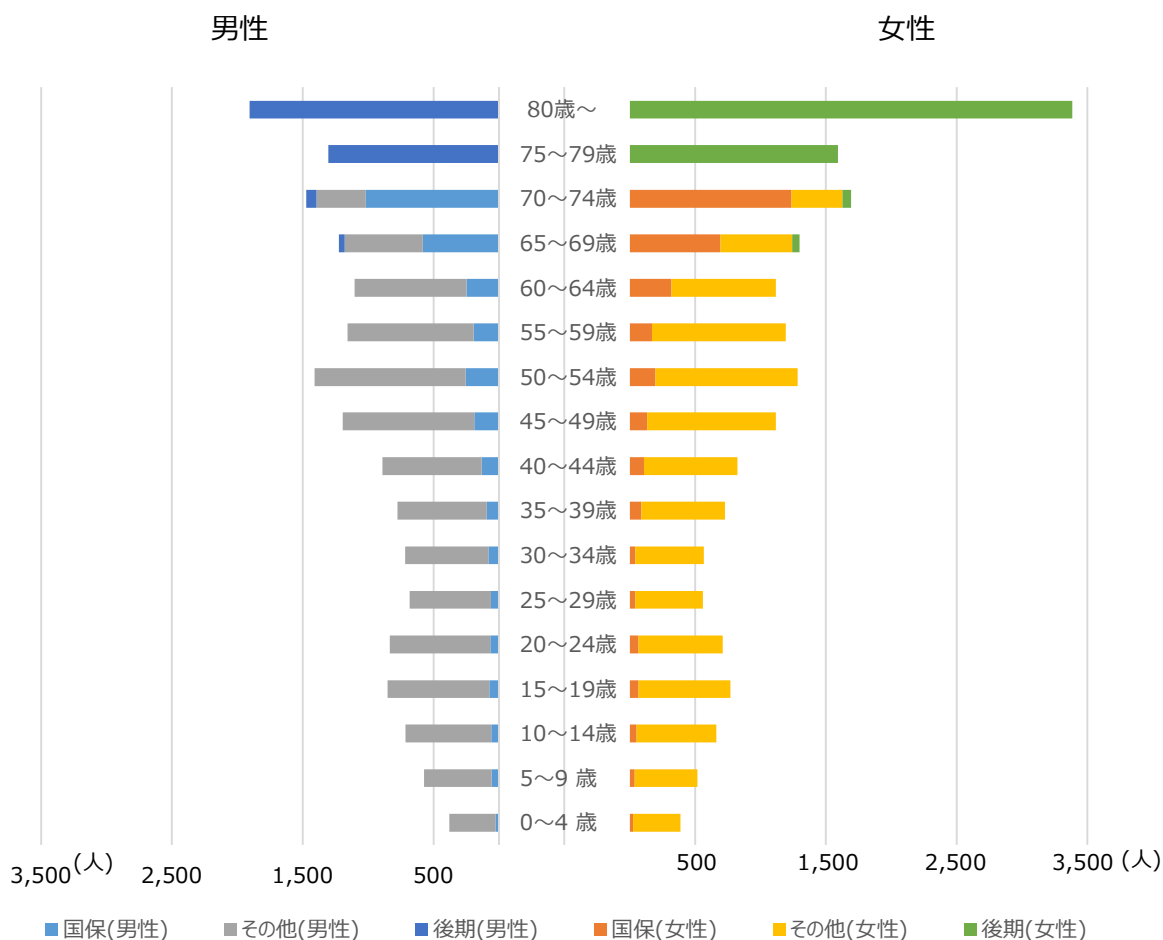
区分 年度	市全体		国 保		加入率		世帯当 たり被 保険者 数(人)
	全世帯数	人口 (人)	加入世帯数	被保険者 数 (人)	世帯加入率	被保険者 加 入 率	
31年度	17,429	39,400	5,142	7,916	29.50%	20.09%	1.54
2年度	17,336	38,652	5,053	7,650	29.15%	19.79%	1.51
3年度	17,216	37,864	4,935	7,428	28.67%	19.62%	1.51
4年度	17,002	36,967	4,856	7,221	28.56%	19.53%	1.49
5年度	17,013	36,326	4,632	6,758	27.23%	18.60%	1.46
6年度	16,926	35,585	4,467	6,378	26.39%	17.92%	1.43



## (2) 年齢階層別被保険者数

(4月1日現在外国人を含む)

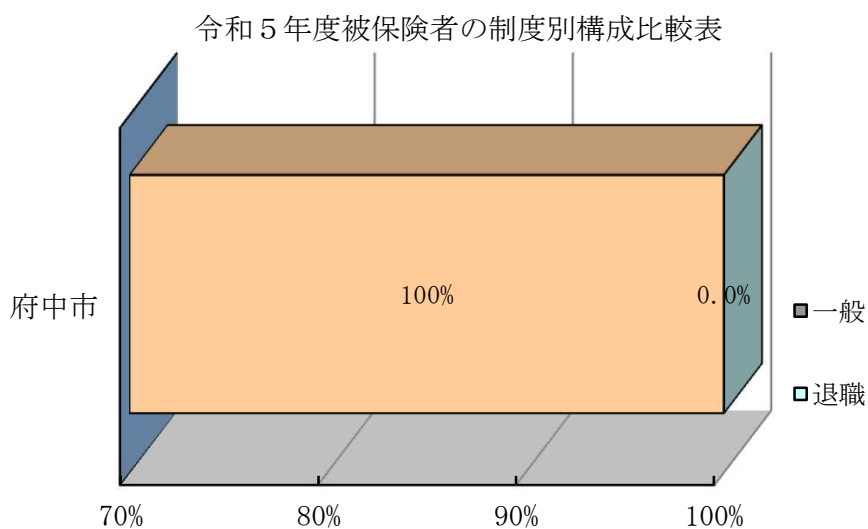
	全人口 (人)			国保被保険者 (人)			加入者割合 (%)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4 歳	378	389	767	26	27	53	6.88	6.94	6.91
5～9 歳	573	519	1,092	56	39	95	9.77	7.51	8.70
10～14 歳	712	662	1,374	58	54	112	8.15	8.16	8.15
15～19 歳	851	770	1,621	72	69	141	8.46	8.96	8.70
20～24 歳	835	713	1,548	65	70	135	7.78	9.82	8.72
25～29 歳	682	561	1,243	60	43	103	8.80	7.66	8.29
30～34 歳	714	566	1,280	80	43	123	11.20	7.60	9.61
35～39 歳	774	729	1,503	92	88	180	11.89	12.07	11.98
40～44 歳	888	824	1,712	131	108	239	14.75	13.11	13.96
45～49 歳	1,192	1,117	2,309	188	135	323	15.77	12.09	13.99
50～54 歳	1,410	1,284	2,694	253	197	450	17.94	15.34	16.70
55～59 歳	1,156	1,195	2,351	192	170	362	16.61	14.23	15.40
60～64 歳	1,103	1,118	2,221	247	320	567	22.39	28.62	25.53
65～69 歳	1,222	1,298	2,520	581	694	1,275	47.55	53.47	50.60
70～74 歳	1,472	1,692	3,164	1,017	1,239	2,256	69.09	73.23	71.30
75～79 歳	1,304	1,593	2,897	0	0	0	0.00	0.00	0.00
80歳～	1,906	3,383	5,289	0	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	17,172	18,413	35,585	3,118	3,296	6,414	18.16	17.90	18.02



### (3) 被保険者の制度別構成

#### ① 制度別被保険者年間平均の推移

年度	一般		退職		計
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	
元年度	7,846	99.8%	13	0.2%	7,859
2年度	7,598	100.0%	0	0.0%	7,598
3年度	7,383	100.0%	0	0.0%	7,383
4年度	7,115	100.0%	0	0.0%	7,115
5年度	6,660	100.0%	0	0.0%	6,660



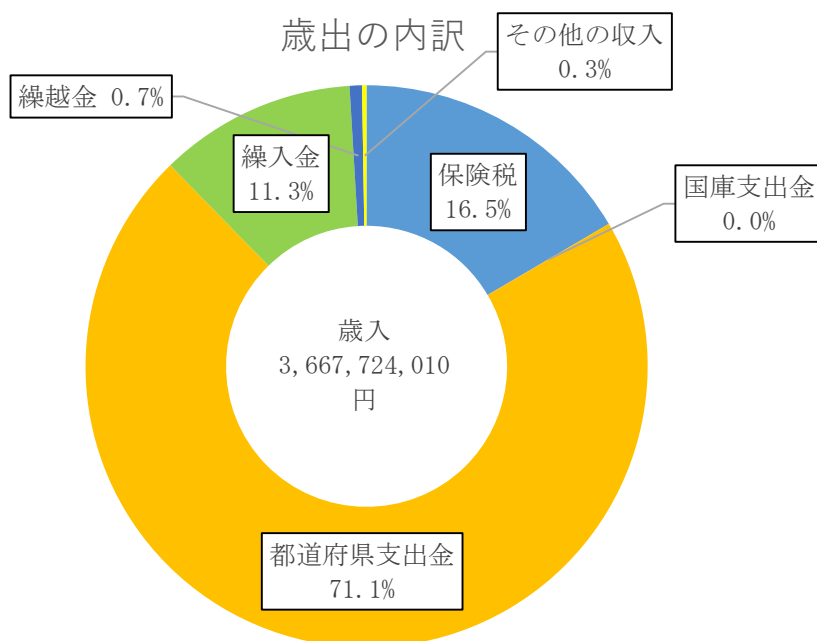
### 3 財政の状況

# (1) 国民健康保険特別会計の状況

## ① 令和5年度 歳入

(単位：円)

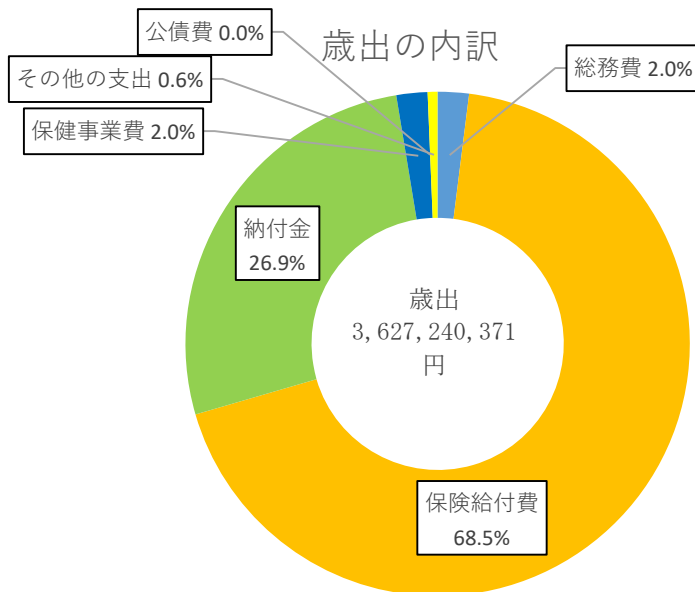
科目		予算現額	決算額	
保険税	一般被保険者分	607,170,000	606,407,239	
	退職被保険者等分	543,000	60,000	
	計	607,713,000	606,467,239	
国庫支出金	出産育児一時金補助金	55,000	25,000	
	災害臨時特例補助金	1,000	0	
	感染症予防事業費補助金	420,000	244,000	
	計	476,000	269,000	
都道府県支出金	普通交付金	2,644,541,000	2,509,195,472	
	特別交付金	104,160,000	99,761,956	
	健康増進事業費補助金	0	350,000	
	計	2,748,701,000	2,609,307,428	
繰入金	一般会計 (市町村補助)	保険基盤安定(保険税軽減分)	139,205,000	139,205,785
		保険基盤安定(保険者支援分)	66,607,000	66,607,021
		職員給与費等	81,123,000	72,234,333
		出産育児一時金等	3,667,000	3,280,000
		財政安定化支援事業	50,597,000	50,597,000
		未就学児均等割(保険税軽減分)	950,000	950,400
		その他	0	66,808
	基金等	86,214,000	83,011,000	
計	428,363,000	415,952,347		
繰越金		26,372,000	26,371,939	
その他の収入		8,605,000	9,356,057	
合 計		3,820,230,000	3,667,724,010	



② 令和5年度 歳出

(単位：円)

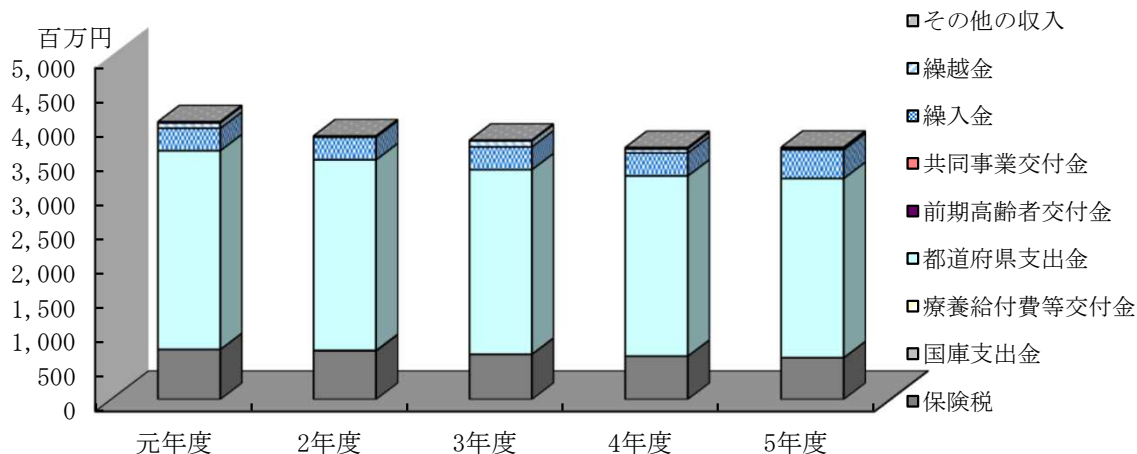
科目		予算現額	決算額
総務費		83,658,000	72,546,289
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	2,262,909,000
		療養費	18,633,000
		小計	2,281,542,000
		高額療養費	334,843,000
		高額合算療養費	261,000
		移送費	0
		出産育児諸費	5,500,000
		葬祭諸費	1,980,000
		傷病手当金	0
		その他	0
	小計	2,624,126,000	
	退職被保険者等分	療養給付費	1,000
		療養費	1,000
		高額療養費	1,000
		高額合算療養費	1,000
移送費		0	
小計	4,000		
審査支払手数料		6,756,000	6,355,707
計		2,630,886,000	2,485,054,411
納付金	一般被保険者分	医療給付分	696,080,000
		後期高齢者支援分	218,787,000
		小計	914,867,000
	退職被保険者等分	医療給付分	521,000
		後期高齢者支援分	24,000
		小計	545,000
介護納付金分		59,693,000	59,692,343
計		975,105,000	975,103,859
保健事業費	保健事業費	47,951,000	37,059,548
	特定健康審査等事業費	53,126,000	34,310,145
	計	101,077,000	71,369,693
財政安定化基金拠出金		0	0
直診勘定繰出金		3,000,000	1,060,000
地方独立行政法人府中市病院機構補助金		2,750,000	0
基金等積立金		7,777,000	7,776,921
公債費		0	0
その他の支出		14,586,300	14,329,198
予備費		1,390,700	0
合計		3,820,230,000	3,627,240,371



③ 歳入の推移

(単位：円)

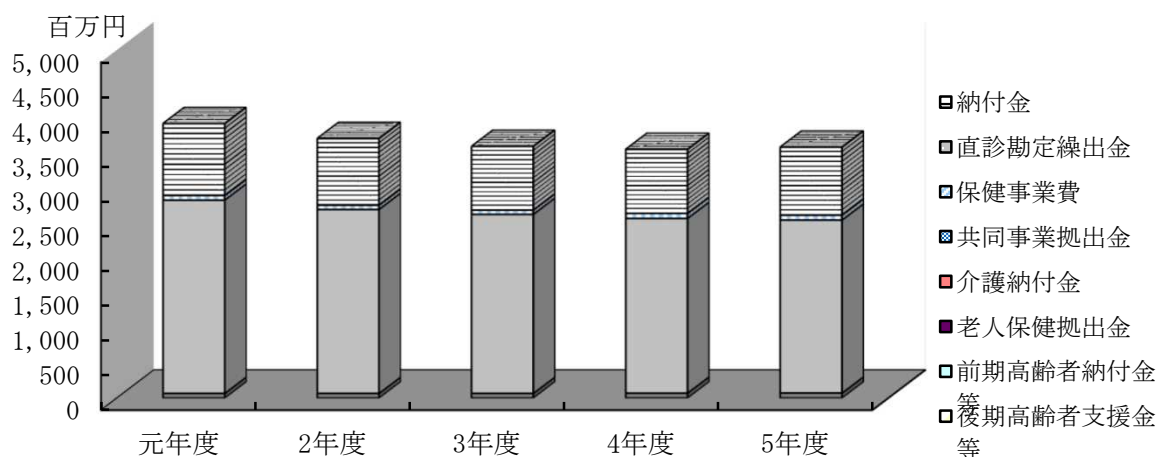
科目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
保険税	一般被保険者分	725,618,324	706,759,590	656,417,421	629,017,471	606,407,239	
	退職被保険者等分	1,820,849	320,509	526,850	20,000	60,000	
	計	727,439,173	707,080,099	656,944,271	629,037,471	606,467,239	
国庫支出金	事務費負担金	0	0	0	0	0	
	療養給付費等負担金						
	高額医療費共同事業負担金						
	普通調整交付金						
	特別調整交付金						
	後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金						
	特定健康診査等負担金						
	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金※						
	出産育児一時金補助金						
	制度関係業務準備費補助金分						
	災害臨時特例補助金		2,598,000	1,130,000	0	25,000	
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金		3,300,000	11,000	19,000	244,000	
計	0	5,898,000	1,141,000	19,000	269,000		
療養給付費等交付金		0	0	0	0	0	
都道府県支出金		2,892,715,026	2,775,071,831	2,685,356,169	2,623,173,083	2,609,307,428	
前期高齢者交付金		0	0	0	0	0	
共同事業交付金		0	0	0	0	0	
繰入金	一般会計(市町村補助)	保険基盤安定(保険税軽減分)	137,150,491	138,104,757	135,737,840	134,233,749	139,205,785
		保険基盤安定(保険者支援分)	73,859,563	72,776,310	69,355,793	67,894,269	66,607,021
		未就学児均等割(保険税軽減分)	0	0	0	1,110,113	950,400
		職員給与費等	67,073,982	63,343,385	64,837,732	71,258,843	72,234,333
		出産育児一時金等	5,591,807	4,200,000	2,240,000	1,960,000	3,280,000
		財政安定化支援事業	41,882,500	48,464,000	59,378,000	58,124,000	50,597,000
		その他	0	0	0	0	0
	基金等	0	0	0	0	83,011,000	
	直診勘定	0	0	0	0	0	
	計	325,558,343	326,888,452	331,549,365	334,580,974	415,952,347	
繰越金		77,260,437	7,654,328	85,828,629	58,688,823	26,371,939	
その他の収入		15,490,425	10,540,700	9,924,937	18,650,282	9,356,057	
合計		4,038,463,404	3,833,133,410	3,770,744,371	3,664,149,633	3,667,724,010	



④ 歳出の推移

(単位：円)

科目		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
総務費		68,158,982	67,595,385	67,095,212	71,737,103	72,546,289	
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	2,410,297,325	2,278,272,894	2,228,618,582	2,175,341,363	2,131,706,720
		療養費	15,249,697	12,050,939	11,840,605	14,444,643	10,493,598
		小計	2,425,547,022	2,290,323,833	2,240,459,187	2,189,786,006	2,142,200,318
		高額療養費	331,049,295	337,995,140	320,272,995	308,752,629	329,584,678
		高額介護合算療養費	39,430	147,616	185,595	144,705	133,708
		移送費	0	0	0	80,201	0
		出産育児諸費	9,227,711	5,880,000	3,360,000	3,360,000	4,920,000
		葬祭諸費	1,470,000	2,190,000	1,710,000	1,740,000	1,860,000
		育児諸費	0	0	0	263,521	0
		その他	0	99,999	87,384	0	0
	計	2,767,333,458	2,636,636,588	2,566,075,161	2,504,127,062	2,478,698,704	
	退職被保険者等分	療養給付費・療養費	3,179,943	43,519	0	0	0
		高額療養費	347,172	0	0	0	0
		高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
		移送費	0	0	0	0	0
小計	3,527,115	43,519	0	0	0		
審査支払手数料	5,966,819	6,706,705	6,800,762	6,653,344	6,355,707		
計	2,776,827,392	2,643,386,812	2,572,875,923	2,510,780,406	2,485,054,411		
後期高齢者支援金等	0	0	0	0	0		
事務費拠出金	0	0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0		
前期高齢者納付金	0	0	0	0	0		
老人保健拠出金	医療費拠出金	0	0	0	0	0	
	事務費拠出金	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	
介護納付金	0	0	0	0	0		
共同事業拠出金	0	0	0	0	0		
納付金	1,032,489,849	956,730,780	916,140,628	920,802,526	975,103,859		
保健事業費	64,994,550	60,216,804	60,684,215	70,783,881	71,369,693		
直診勘定繰出金	1,743,000	1,835,000	0	0	1,060,000		
基金等積立金	74,002,437	4,314,328	81,056,629	44,938,616	7,776,921		
その他の支出	12,592,866	13,225,672	14,202,941	18,735,162	14,329,198		
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0		
予備費	0	0	0	0	0		
合計	4,030,809,076	3,747,304,781	3,712,055,548	3,637,777,694	3,627,240,371		

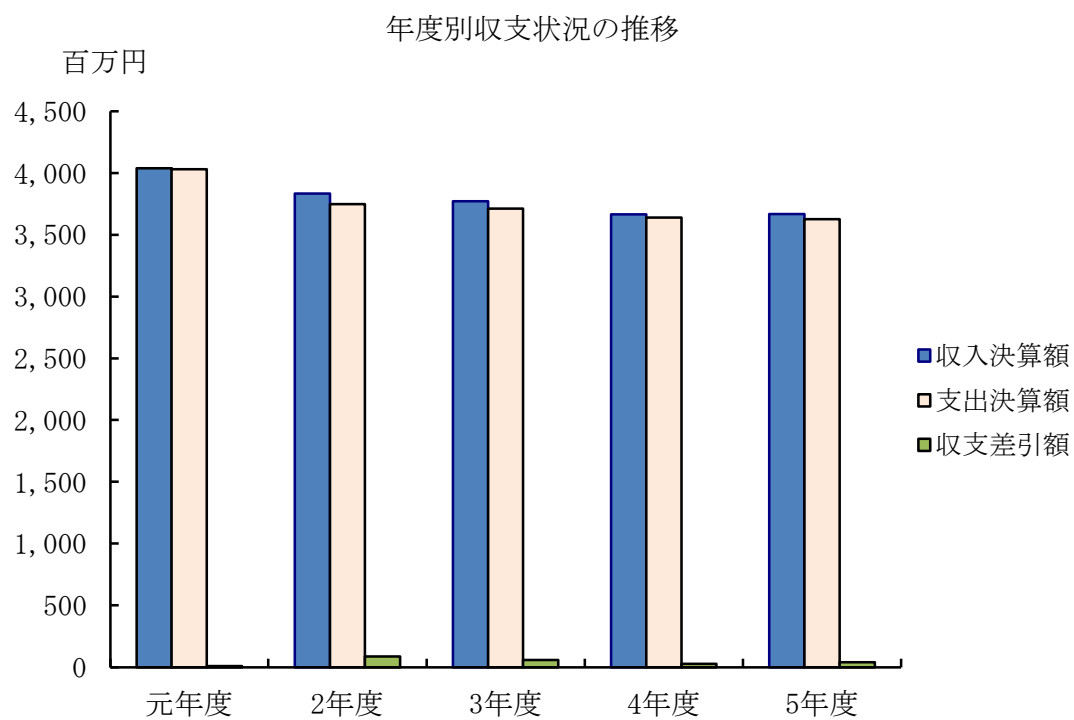




⑤ 収支状況

(単位：円)

年度	収入決算額	支出決算額	収支差引額
元年度	4,038,463,404	4,030,809,076	7,654,328
2年度	3,833,133,410	3,747,304,781	85,828,629
3年度	3,770,744,371	3,712,055,548	58,688,823
4年度	3,664,149,633	3,637,777,694	26,371,939
5年度	3,667,724,010	3,627,240,371	40,483,639

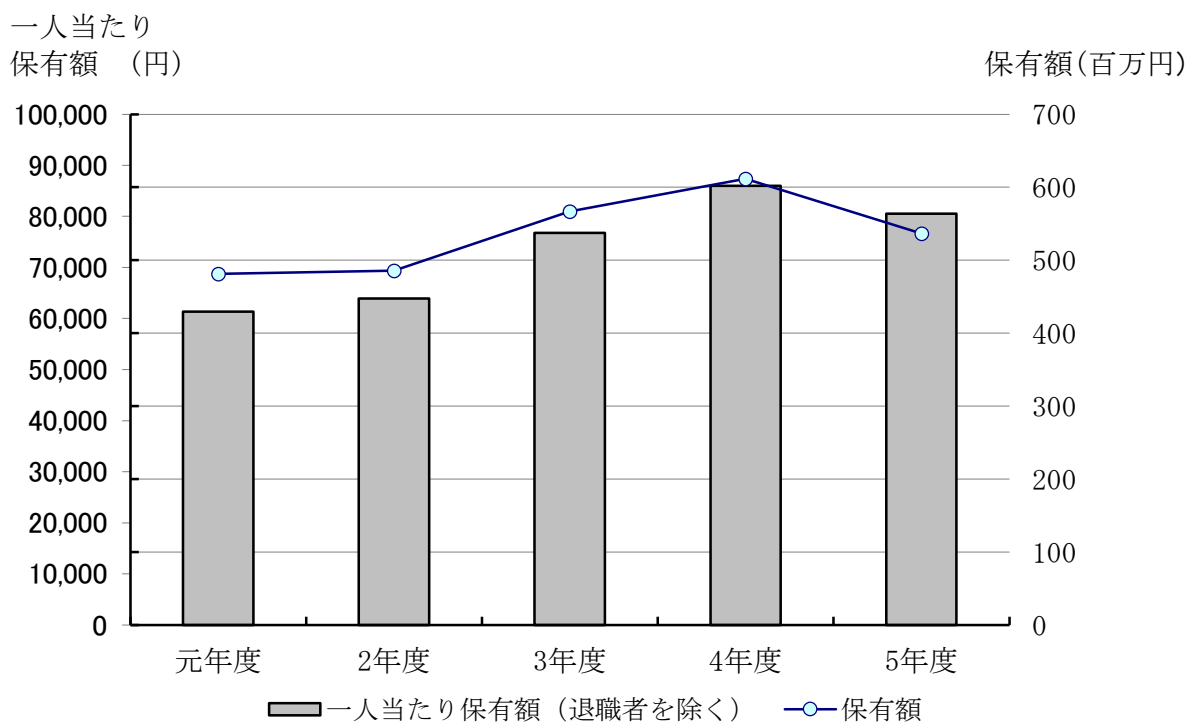


(2) 国民健康保険財政調整基金

年度	保有額 (円)	平均 被保険者数 (人)	一人当たり 保有額 (円)	退職 被保険者数 (再掲) (人)	一人当たり 保有額 (退職者を除 く) (円)
元年度	481,184,645	7,859	61,227	13	61,329
2年度	485,498,973	7,598	63,898	0	63,898
3年度	566,555,602	7,383	76,738	0	76,738
4年度	611,494,218	7,115	85,944	0	85,944
5年度	536,260,139	6,660	80,520	0	80,520

※保有額は期末の残高

財政調整基金保有額



## 4 保険税の状況

## (1) 保険税の概要

### ① 保険税の賦課方法

$$\text{保険税} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

$$\text{所得割額} = \text{基準総所得金額} \times \text{所得割税率}$$

$$\text{※ 基準総所得金額} = \text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者均等割額} \times \text{被保険者数}$$

$$\text{平等割額} = \text{世帯別平等割額} \times \text{加入世帯数}$$

(平成21年度からは、資産割は廃止)

### ② 賦課総額の構成割合 (令和5年度)

応能割	45/100	所得割	45/100
応益割	55/100	均等割	38/100
		平等割	17/100

### ③ 納期

年8回 (7月～翌年2月)

### ④ 保険税率

(単位：円.%)

年度		税率				賦課 限度額	政令軽減基準額		
		所得割	資産割	均等割	平等割		1号該当	2号該当	3号該当
令和 元年度	医療分	7.60	/	25,740	19,380	610,000	330,000	280,000	510,000
	介護分	2.57	/	10,020	4,920	160,000			
	支援分	2.62	/	8,700	6,300	190,000			
令和 2年度	医療分	7.55	/	26,880	19,740	630,000	330,000	285,000	520,000
	介護分	2.43	/	10,140	4,980	170,000			
	支援分	2.57	/	8,940	6,420	190,000			
令和 3年度	医療分	7.25	/	26,880	19,363	630,000	430,000	285,000	520,000
	介護分	2.22	/	9,847	4,837	170,000			
	支援分	2.54	/	8,940	6,420	190,000			
令和 4年度	医療分	7.00	/	26,880	18,888	650,000	430,000	285,000	520,000
	介護分	2.16	/	9,847	4,837	170,000			
	支援分	2.50	/	8,940	6,420	200,000			
令和 5年度	医療分	7.10	/	28,868	19,406	650,000	430,000	290,000	535,000
	介護分	2.12	/	10,263	5,035	170,000			
	支援分	2.63	/	10,209	6,916	220,000			
令和 6年度	医療分	7.71	/	33,089	21,127	650,000	430,000	295,000	545,000
	介護分	2.06	/	10,504	5,108	170,000			
	支援分	2.96	/	12,411	7,924	240,000			

## (2) 賦課状況

(単位：千円)

年度	区分	保険税算定額及び割合					減免による額	保険税 軽減額	賦課 限度額を 超える 額	増減額	調定額
		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	計					
令和元	一般	310,821		206,235	95,001	612,057	656	95,338	14,571	-7,861	493,631
		50.78%		33.70%	15.52%	100%					
	退職	524		489	165	1,178	0	160	0	-550	468
		44.48%		41.51%	14.01%	100%					
令和2	一般	300,374		208,374	95,305	604,053	5643	96,169	11,470	-4,765	486,006
		49.72%		34.50%	15.78%	100%					
	退職	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		0.00%		0.00%	0.00%	0%					
令和3	一般	279,711		202,917	91,554	574,182	1666	94,896	14,785	-5,905	456,930
		48.71%		35.34%	15.95%	100%					
	退職	276		6	5	287	0	0	4	0	283
		96.17%		2.09%	1.74%	100%					
令和4	一般	265,708		197,729	88,235	551,672	941	94,771	10,644	-8,543	436,773
		48.17%		35.84%	15.99%	100%					
	退職	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		0.00%		0.00%	0.00%	0%					
令和5	一般	248,086		198,670	86,066	532,822	486	96,494	16,036	-4,216	415,590
		46.56%		37.29%	16.15%	100%					
	退職	0		0	0	0	0	0	0	0	0
		0.00%		0.00%	0.00%	0%					

## (3) 収納状況

(単位：円。%)

年度	制度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未収額	居所不明者 分調定額	収納率
令和元	一般	現年度分	718,473,744	689,265,790	0	29,207,954	0	95.93
		滞納繰越分	129,796,199	35,960,334	10,392,103	83,443,762	0	27.71
	退職	現年度分	773,756	773,756	0	0	0	100.00
		滞納繰越分	3,229,295	1,047,093	282,937	1,899,265	0	32.42
	計	現年度分	719,247,500	690,039,546	0	29,207,954	0	95.94
		滞納繰越分	133,025,494	37,007,427	10,675,040	85,343,027	0	27.82
	計		852,272,994	727,046,973	10,675,040	114,550,981	0	85.31
令和2	一般	現年度分	701,359,400	675,958,638	0	25,400,762	0	96.38
		滞納繰越分	111,891,216	30,242,752	13,982,519	67,665,945	0	27.03
	退職	現年度分	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,899,265	320,509	345,596	1,233,160	0	16.88
	計	現年度分	701,359,400	675,958,638	0	25,400,762	0	96.38
		滞納繰越分	113,790,481	30,563,261	14,328,115	68,899,105	0	26.86
	計		815,149,881	706,521,899	14,328,115	94,299,867	0	86.67
令和3	一般	現年度分	658,987,800	637,994,389	0	20,993,411	0	96.81
		滞納繰越分	91,460,007	18,230,632	21,825,250	51,404,125	0	19.93
	退職	現年度分	440,800	440,800	0	0	0	100.00
		滞納繰越分	1,233,160	86,050	42,498	1,104,612	0	6.98
	計	現年度分	659,428,600	638,435,189	0	20,993,411	0	96.82
		滞納繰越分	92,693,167	18,316,682	21,867,748	52,508,737	0	19.76
	計		752,121,767	656,751,871	21,867,748	73,502,148	0	87.32
令和4	一般	現年度分	633,042,600	611,479,139	0	21,563,461	0	96.59
		滞納繰越分	70,123,291	17,359,132	8,113,600	44,650,559	0	24.76
	退職	現年度分	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,104,612	20,000	0	1,084,612	0	1.81
	計	現年度分	633,042,600	611,479,139	0	21,563,461	0	96.59
		滞納繰越分	71,227,903	17,379,132	8,113,600	45,735,171	0	24.40
	計		704,270,503	628,858,271	8,113,600	67,298,632	0	89.29
令和5	一般	現年度分	608,631,400	590,336,094	0	18,295,306	0	96.99
		滞納繰越分	65,416,220	15,638,045	6,359,256	43,418,919	0	23.91
	退職	現年度分	0	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	0	0	0	0	0	-
	計	現年度分	608,631,400	590,336,094	0	18,295,306	0	96.99
		滞納繰越分	65,416,220	15,638,045	6,359,256	43,418,919	0	23.91
	計		674,047,620	605,974,139	6,359,256	61,714,225	0	89.90

※ 収納率＝収納額／(調定額-居所不明分調定額)

#### (4) 一世帯当たり・一人当たり保険税

##### ① 一世帯当たり保険税 (現年度分)

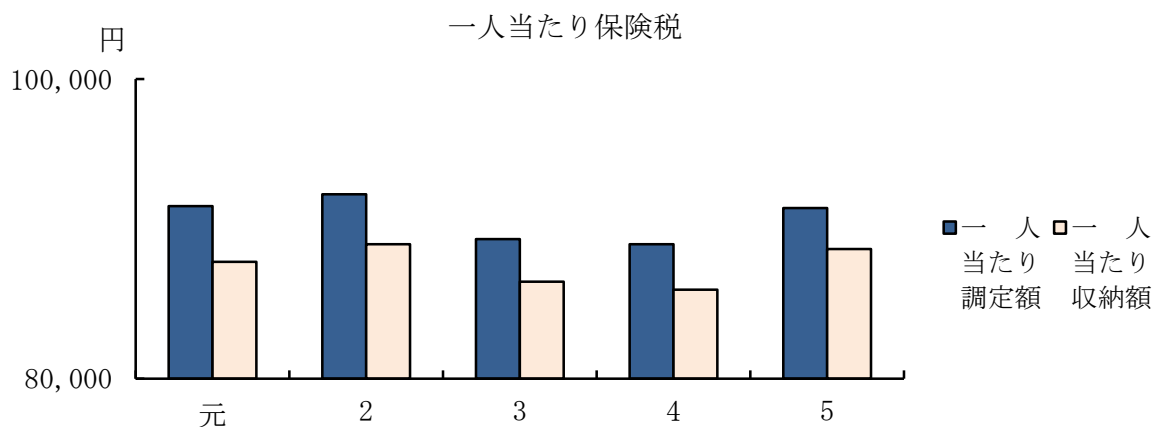
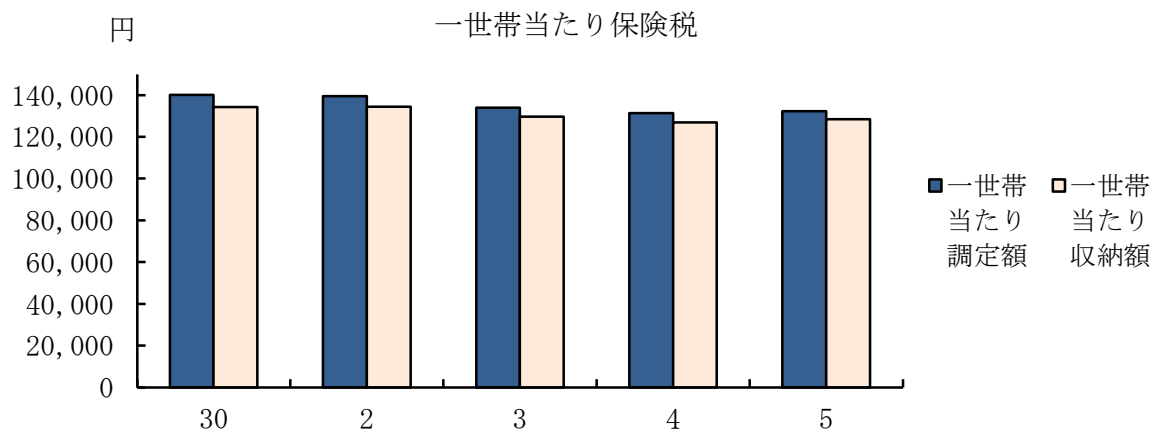
(単位：円.%)

年度	平均世帯数	調定額	一世帯当たり調定額	対前年度増加率	収納額	一世帯当たり収納額	対前年度増加率
30	5,138	719,247,500	139,986	100.19	690,039,546	134,301	99.86
2	5,032	701,359,400	139,380	99.57	675,958,638	134,332	100.02
3	4,924	659,428,600	133,921	96.08	638,435,189	129,658	96.52
4	4,820	633,042,600	131,337	98.07	611,479,139	126,863	97.84
5	4,600	608,631,400	132,311	100.74	590,336,094	128,334	101.16

##### ② 一人当たり保険税 (現年度分)

(単位：円.%)

年度	平均被保険者数	調定額	一人当たり調定額	対前年度増加率	収納額	一人当たり収納額	対前年度増加率
元	7,859	719,247,500	91,519	102.01	690,039,546	87,802	101.67
2	7,598	701,359,400	92,308	100.86	675,958,638	88,965	101.32
3	7,383	659,428,600	89,317	96.76	638,435,189	86,474	97.20
4	7,115	633,042,600	88,973	99.61	611,479,139	85,942	99.39
5	6,660	608,631,400	91,386	102.71	590,336,094	88,639	103.14



## 5 保険給付の状況



## (1) 保険給付の内容

### ①療養の給付

診察・薬剤または治療材料の支給・処置、手術その他の治療・在宅療養・入院などの医療を受けたとき

平成20年4月1日改正

対象被保険者		給付割合
義務教育就学前		8割
義務教育就学後～70歳未満		7割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者	7割
	一般	8割(9割)※

※平成20年4月1日以後、法定の負担割合が1割から2割に改正されたが平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が平成19年4月1日以前の人)は、一部負担金等の軽減特例措置により給付割合が9割に据え置かれた。

### ②療養費の支給

- ・事故や急病などで、保険証を持たずに診療を受けたとき
- ・医師が治療上必要と認めた、コルセットなどの補装具代がかかったとき
- ・柔道整復師による施術や医師の同意を得てあんま、はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- ・海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く) など

### ③高額療養費の支給

同じ月内の医療費自己負担額が、次の限度額を超えたとき申請により超えた額を支給

【70歳未満 自己負担限度額(月額)】

平成27年1月1日改正

所得区分		3回目まで	4回目以降
ア	旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ・同じ人が同月内に一つの医療機関に支払った一部負担金自己負担限度額を超えた場合。
- ・過去12ヶ月の間に高額療養費に該当する一部負担金を4回以上支払った場合、4回目以降の自己負担限度額を適用。
- ・同じ世帯で同月内に1回当たり21,000円以上の一部負担金を2回以上支払った時、それらを合算して自己負担限度額を超える場合は世帯合算ができる。

【70歳以上75歳未満 自己負担限度額(月額)】

平成30年8月1日改正

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般		18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

- ・同じ人が同月内に外来で支払った一部負担金の合計が、外来自己負担限度額を超えた場合。
- ・過去12ヶ月の間に高額療養費に該当する一部負担金を4回以上支払った場合、4回目以降の自己負担限度額を適用。
- ・外来自己負担限度額適用後の自己負担額と入院の一部負担金の合算した額が、世帯単位の限度額を超えた場合。
- ・8月～翌年7月の年間限度額(一般・低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計限度額)は144,000円。

④高額介護合算療養費の支給

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して限度額を超えたとき、申請により超えた分を支給（500円未満の場合は除く）

平成27年8月1日改正

平成30年8月1日改正

【70歳未満の場合の自己負担限度額（年額）】

所得区分		自己負担限度額
ア	旧ただし書所得901万円超	212万円
イ	旧ただし書所得600円万超901万円以下	141万円
ウ	旧ただし書所得210万円超600万円以下	67万円
エ	旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ	市民税非課税世帯	34万円

【70歳以上75歳未満の自己負担限度額（年額）】

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	課税所得145万未満	56万円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

・世帯ごとに1年間（前年8月1日から7月31日まで）に自己負担した医療費・介護費の合算額が年間の限度額を超えた場合、保険者ごとに按分して支給（ただし、医療保険・介護保険どちらかで自己負担額がない場合は除く。）。

⑤入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給

入院中の1食当たりの食事にかかる費用のうち、次の所得区分の標準負担額を被保険者で負担し、残りを国保が負担

【入院時食事療養費】

平成30年4月1日改正

所得区分			標準負担額 1食当たり
市民税課税世帯			460円
市民税非課税世帯	過去12ヶ月 の入院日数	90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ		90日を越える入院	160円
低所得者Ⅰ			100円

【入院時生活療養費】

平成30年4月1日改正

所得区分		負担額	
		食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）
市民税課税世帯	生活療養費（Ⅰ）	460円	370円
	生活療養費（Ⅱ）	420円	
市民税非課税世帯		210円	
低所得者Ⅱ		210円	
低所得者Ⅰ		130円	

⑥訪問看護療養費の支給

居宅において医療を受ける必要があると医師が認めた者が、訪問看護を受けた場合

⑦移送費の支給

医師の指示により、緊急その他やむを得ないことで重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき

⑧出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出生児1人につき488,000円

（産科医療補償制度に加入の医療機関等で出産をした場合は12,000円加算される）

⑨葬祭費の支給

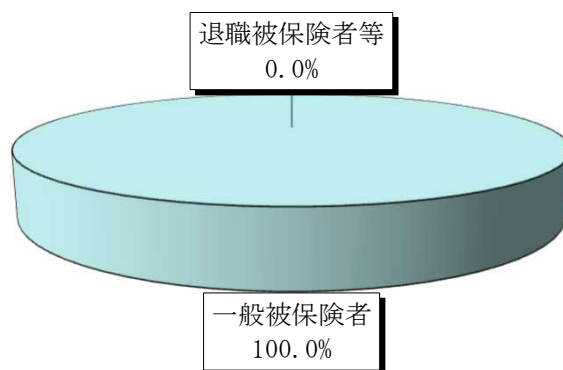
被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に30,000円

(2) 医療費（療養諸費費用額）及び被保険者内訳

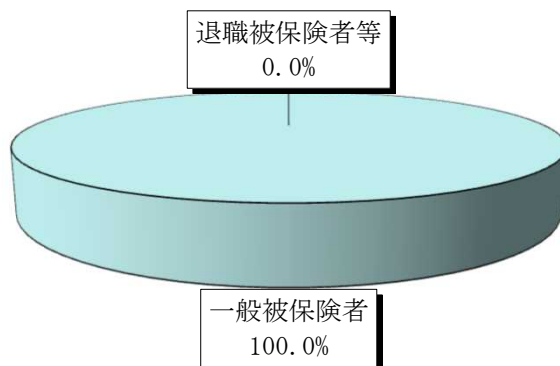
令和5年度

	医療費（円）	被保険者数（人）	一人当たり医療費（円）
総 数	2,905,818,792	6,660	436,309
一般被保険者	2,905,818,792	6,660	436,309
退職被保険者等	0	0	—

医療費 2,905,818,792円



被保険者数 6,660人



### (3) 費用額負担区分の状況

#### ① 一般

##### 療養の給付

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	3,261,327,650	2,405,280,405	770,150,014	0	85,897,231
2	3,093,620,850	2,276,499,181	734,175,735	0	82,945,934
3	3,015,741,810	2,226,183,405	702,637,406	0	86,920,999
4	2,930,440,443	2,165,336,674	675,377,793	0	89,725,976
5	2,891,536,140	2,127,807,865	681,699,807	0	82,028,468

##### 療養費等

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	20,867,652	14,927,597	5,558,828	0	381,227
2	16,395,384	11,874,809	4,026,491	0	494,084
3	15,937,682	11,763,005	3,809,061	0	365,616
4	19,271,666	14,449,053	4,433,485	0	389,128
5	14,282,652	10,477,948	3,404,927	0	399,777

##### 療養諸費

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	3,282,195,302	2,420,208,002	775,708,842	0	86,278,458
2	3,110,016,234	2,288,373,990	738,202,226	0	83,440,018
3	3,031,679,492	2,237,946,410	706,446,467	0	87,286,615
4	2,949,712,109	2,179,785,727	679,811,278	0	90,115,104
5	2,905,818,792	2,138,285,813	685,104,734	0	82,428,245

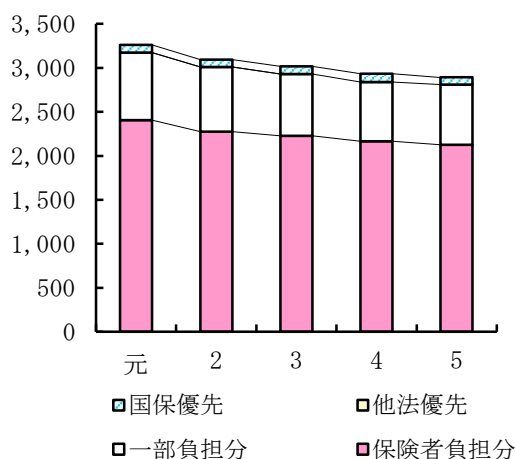
##### 食事療養(再掲)

(単位:円)

年度	費用額	入院時食事療養費		標準負担額	他法負担分	
		療養費(再掲)			他法優先	国保優先
元	69,192,632	40,042,812	-318,404	28,945,195	0	204,625
2	68,161,098	39,585,866	-176,130	28,181,292	0	393,940
3	62,651,701	36,413,267	-77,600	25,711,484	0	526,950
4	57,949,504	34,202,238	-10,300	22,605,596	0	1,141,670
5	59,309,408	35,095,966	-15,650	23,643,912	0	569,530

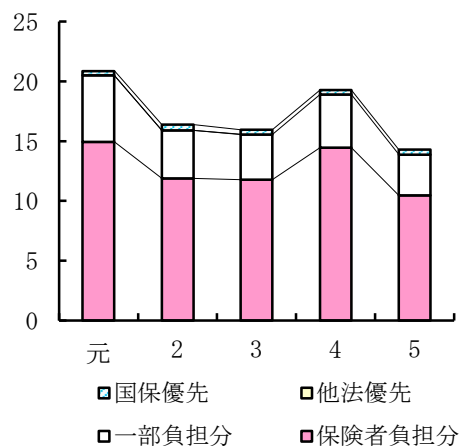
一般 療養の給付

百万円



一般 療養費等

百万円



② 退職

療養の給付

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	4,553,914	3,176,009	1,340,468	0	37,437
2	62,170	43,519	18,651	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0

療養費等

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	5,620	3,934	1,686	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0

療養諸費

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	4,559,534	3,179,943	1,342,154	0	37,437
2	62,170	43,519	18,651	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0

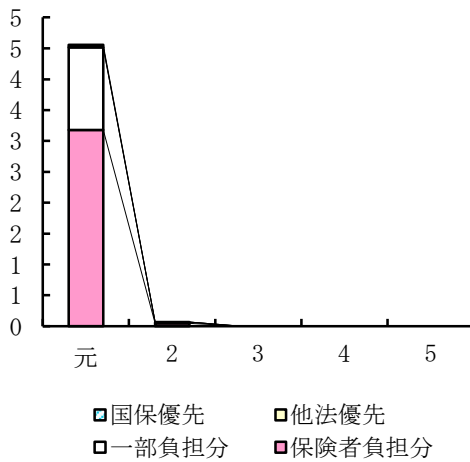
食事療養(再掲)

(単位:円)

年度	費用額	入院時食事療養費		標準負担額	他法負担分	
		療養費(再掲)			他法優先	国保優先
元	32,964	11,344	0	21,620	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0

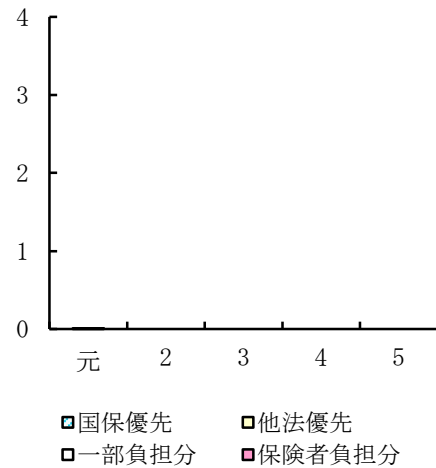
退職 療養の給付

百万円



退職 療養費等

百万円



③ 一般+退職

療養の給付

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	3,265,881,564	2,408,456,414	771,490,482	0	85,934,668
2	3,093,683,020	2,276,542,700	734,194,386	0	82,945,934
3	3,015,741,810	2,226,183,405	702,637,406	0	86,920,999
4	2,930,440,443	2,165,336,674	675,377,793	0	89,725,976
5	2,891,536,140	2,127,807,865	681,699,807	0	82,028,468

療養費等

(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	20,873,272	14,931,531	5,560,514	0	381,227
2	16,395,384	11,874,809	4,026,491	0	494,084
3	15,937,682	11,763,005	3,809,061	0	365,616
4	19,271,666	14,449,053	4,433,485	0	389,128
5	14,282,652	10,477,948	3,404,927	0	399,777

療養諸費

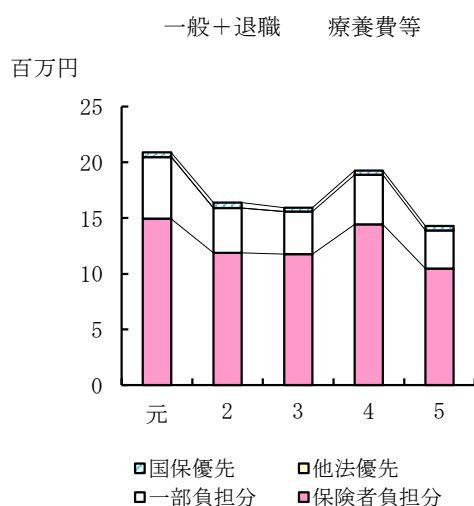
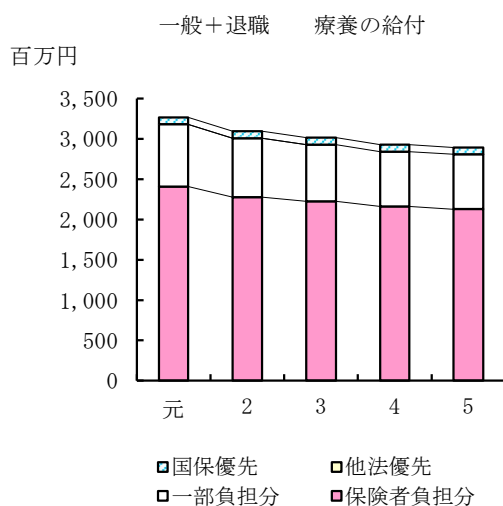
(単位:円)

年度	費用額	保険者負担分	一部負担分	他法負担分	
				他法優先	国保優先
元	3,286,754,836	2,423,387,945	777,050,996	0	86,315,895
2	3,110,078,404	2,288,417,509	738,220,877	0	83,440,018
3	3,031,679,492	2,237,946,410	706,446,467	0	87,286,615
4	2,949,712,109	2,179,785,727	679,811,278	0	90,115,104
5	2,905,818,792	2,138,285,813	685,104,734	0	82,428,245

食事療養(再掲)

(単位:円)

年度	費用額	入院時食事療養費		標準負担額	他法負担分	
			療養費(再掲)		他法優先	国保優先
元	69,225,596	40,054,156	-318,404	28,966,815	0	204,625
2	68,161,098	39,585,866	-176,130	28,181,292	0	393,940
3	62,651,701	36,413,267	-77,600	25,711,484	0	526,950
4	57,949,504	34,202,238	-10,300	22,605,596	0	1,141,670
5	59,309,408	35,095,966	-15,650	23,643,912	0	569,530



#### (4) 高額療養費の状況

一般

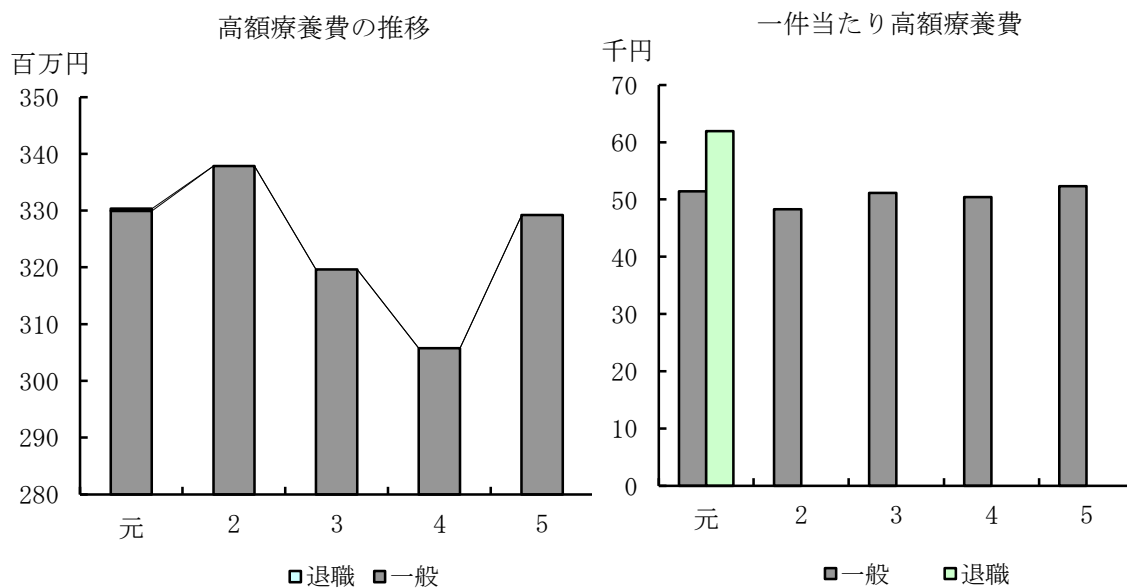
区分	一般被保険者 総額		支給額／療養諸費用額	一件あたり高額療養費
	件数	高額療養費		
元	6,416	329,926,173	10.1%	51,422
2	6,995	337,867,347	10.9%	48,301
3	6,252	319,595,665	10.5%	51,119
4	6,067	305,747,891	10.4%	50,395
5	6,295	329,218,944	11.3%	52,298

退職

区分	退職被保険者 総額		支給額／療養諸費用額	一件あたり高額療養費
	件数	高額療養費		
元	7	433,524	9.5%	61,932
2	0	0	-	-
3	0	0	-	-
4	0	0	-	-
5	0	0	-	-

一般+退職

区分	一般+退職被保険者 総額		支給額／療養諸費用額	一件あたり高額療養費
	件数	高額療養費		
元	6,423	330,359,697	10.1%	51,434
2	6,995	337,867,347	10.9%	48,301
3	6,252	319,595,665	10.5%	51,119
4	6,067	305,747,891	10.4%	50,395
5	6,295	329,218,944	11.3%	52,298



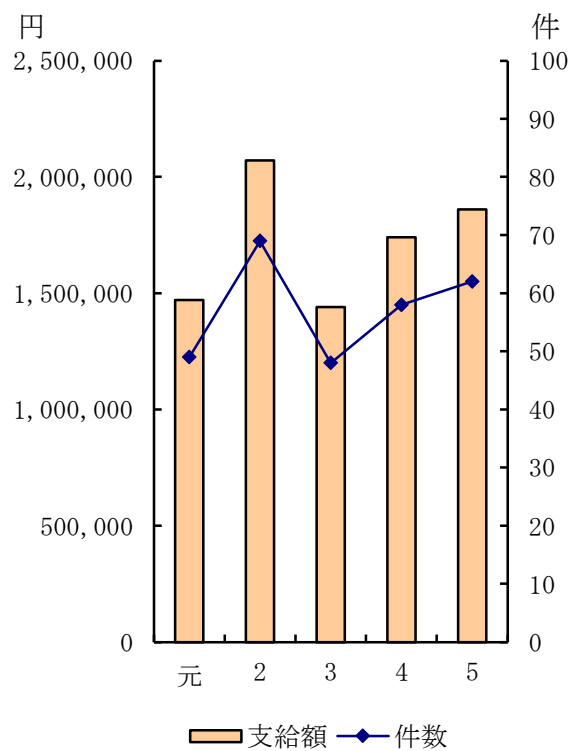
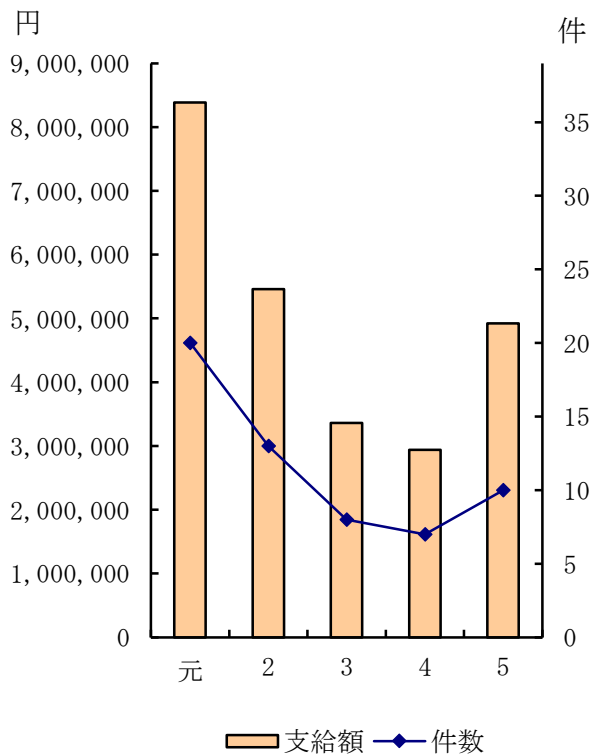
(5) 任意給付の支給状況

(単位：円)

年度	出産育児一時金		葬祭費	
	件数	支給額	件数	支給額
元	20	8,387,711	49	1,470,000
2	13	5,460,000	69	2,070,000
3	8	3,360,000	48	1,440,000
4	7	2,940,000	58	1,740,000
5	10	4,920,000	62	1,860,000

出産育児一時金

葬祭費





(6) 医療費（療養諸費費用額）と支払義務額（保険給付費）の推移

医療費（療養諸費費用額）

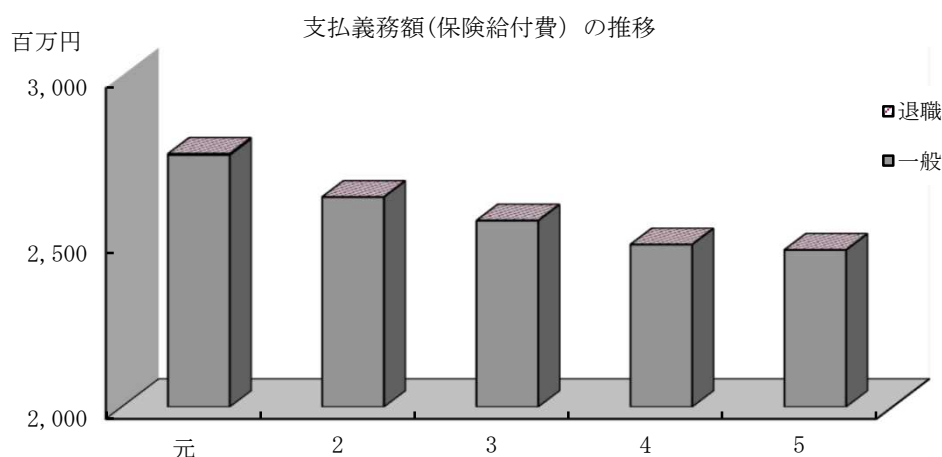
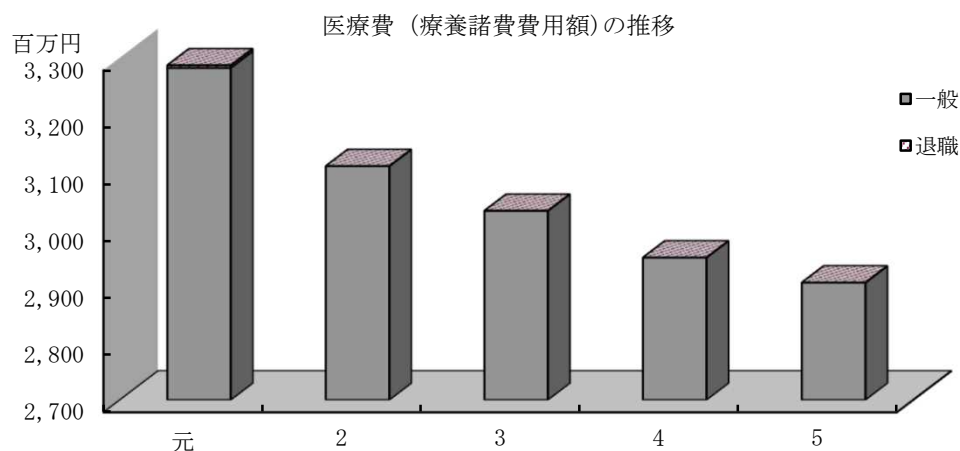
(単位：円)

年度	元	2	3	4	5
一般	3,282,195,302	3,110,016,234	3,031,679,492	2,949,712,109	2,905,818,792
退職	4,559,534	62,170	0	0	0
合計	3,286,754,836	3,110,078,404	3,031,679,492	2,949,712,109	2,905,818,792

支払義務額（保険給付費）

(単位：円)

年度	元	2	3	4	5	
一般	療養給付費	2,404,962,001	2,276,323,051	2,226,105,805	2,165,326,374	2,127,792,215
	療養費	15,246,001	12,050,939	11,840,605	14,459,353	10,493,598
	高額療養費	329,926,173	337,867,347	319,595,665	305,747,891	329,218,944
	高額介護合算療養費	-53,390	147,616	185,595	144,705	133,708
	移送費	0	0	0	80,201	0
	その他	10,697,711	7,749,999	5,157,384	4,943,521	6,780,000
	小計	2,760,778,496	2,634,138,952	2,562,885,054	2,490,702,045	2,474,418,465
退職	療養給付費	3,176,009	43,519	0	0	0
	療養費	3,934	0	0	0	0
	高額療養費	347,172	0	0	0	0
	高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	小計	3,527,115	43,519	0	0	0
合計	2,764,305,611	2,634,182,471	2,562,885,054	2,490,702,045	2,474,418,465	



## 主要疾病分類別の受診状況

分類	令和5年度累計			令和4年度累計			令和3年度累計		
	費用額(円)	費用額構成比	順位	費用額(円)	費用額構成比	順位	費用額(円)	費用額構成比	順位
1 感染症及び寄生虫症	31,918,820	2.23%	12	34,876,890	2.29%	12	35,823,600	2.30%	12
2 新生物<腫瘍>	232,344,510	16.21%	2	280,257,360	18.43%	1	268,329,960	17.24%	2
3 血液の疾患	5,109,850	0.36%	16	4,147,830	0.27%	16	5,298,490	0.34%	16
4 内分泌	234,519,050	16.36%	1	252,525,040	16.61%	2	275,652,170	17.71%	1
5 精神及び行動の障害	65,161,650	4.55%	10	67,639,430	4.45%	10	71,937,920	4.62%	10
6 神経系の疾患	77,955,540	5.44%	8	79,569,230	5.23%	8	82,378,870	5.29%	8
7 眼及び付属器の疾患	75,709,800	5.28%	9	75,265,050	4.95%	9	76,925,730	4.94%	9
8 耳及び乳様突起の疾患	8,569,080	0.60%	15	9,582,550	0.63%	15	10,961,800	0.70%	15
9 循環器系の疾患	163,398,110	11.40%	3	191,592,280	12.60%	3	201,428,340	12.94%	3
10 呼吸器系の疾患	107,034,960	7.47%	6	86,147,960	5.67%	6	87,967,340	5.65%	6
11 消化器系の疾患	81,103,650	5.66%	7	85,727,820	5.64%	7	84,482,230	5.43%	7
12 皮膚及び皮下組織疾患	43,132,500	3.01%	11	40,248,090	2.65%	11	41,647,750	2.68%	11
13 筋骨格系	128,918,500	8.99%	4	142,301,740	9.36%	4	138,309,090	8.89%	4
14 尿路性器系の疾患	114,780,120	8.01%	5	126,315,140	8.31%	5	131,692,690	8.46%	5
15 妊娠、分娩、産じょく	189,490	0.01%	18	225,080	0.01%	18	448,830	0.03%	18
16 周産期に発生した病態	23,160	0.00%	19	101,830	0.01%	19	38,320	0.00%	19
17 先天奇形、変形	1,049,920	0.07%	17	1,052,110	0.07%	17	507,740	0.03%	17
18 症状、徴候	15,240,410	1.06%	14	16,910,130	1.11%	14	17,138,130	1.10%	14
19 損傷、中毒	26,236,650	1.83%	13	25,814,110	1.70%	13	25,089,740	1.61%	13
計	1,412,395,770			1,520,299,670			1,556,058,740		

出典：広島県国民健康保険団体連合会 KDBシステム

## 6 保健事業の状況

## (1) 保健事業の状況

### ・特定健康診査・特定保健指導

国保加入者が自身の健康状態を継続して把握し、メタボリックシンドローム等の早期発見により、糖尿病、高血圧、脂質異常症の早期治療、予防を図るため、特定健康診査、特定保健指導を実施しています。

#### ① 特定健康診査受診率

年度	対象者数	受診者数	受診率
元	5,963	2,382	39.9%
2	5,865	2,082	35.5%
3	5,638	2,072	36.8%
4	5,300	1,939	36.6%
5	4,977	1,870	37.6%

#### ② 特定保健指導実施率

年度	区分	対象者数	終了者数	実施率
元	動機付け支援	204	36	17.6%
	積極的支援	55	2	3.6%
	合計	259	38	14.7%
2	動機付け支援	183	29	15.8%
	積極的支援	40	2	5.0%
	合計	223	31	13.9%
3	動機付け支援	187	18	9.6%
	積極的支援	45	1	2.2%
	合計	232	19	8.2%
4	動機付け支援	171	54	31.6%
	積極的支援	36	6	16.7%
	合計	207	60	29.0%
5	動機付け支援	134	44	32.8%
	積極的支援	39	6	15.4%
	合計	173	50	28.9%

・人間ドック

府中市国民健康保険被保険者の疾病の早期発見・早期治療や健康意識の向上を目的に、30歳以上の被保険者を対象に実施しています。

年度	人間ドック		脳ドック		人間ドック＋脳検診	
	受診者数	補助割合	受診者数	補助割合	受診者数	補助金額
元	344	7割	119	7割	-	-
2	288	7割	58	7割	-	-
3	349	7割	88	7割	-	-
4	386	一律3万	83	一律3万	-	-
5	266	一律3万	-	-	168	45,000

・インフルエンザ予防接種費用助成事業

被保険者の健康に対する意識を高め、生活習慣病の予防及び健康増進を図るため、特定健康診査を3年連続受診した者に翌年度インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

年度	被助成者数	助成金額
元	841	3,666,760円
2	919	4,006,840円
3	745	3,300,350円
4	978	4,332,540円
5	880	3,872,000円

・糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病患者の透析治療への移行を抑制するため、早期腎症期の者に日常の生活支援・指導を行います。

年度	参加者数	終了者数
元	15	15
2	15	12
3	7	7
4	2	2
5	10	10

・国保歯科検診

口腔の健康維持を図り、日常生活における歯科疾患を予防するため、歯科検診費用を助成します。

年度	対象者数	受診者数	受診率
元	6,737	614	9.1%
2	6,354	543	8.5%
3	6,574	473	7.2%
4	6,270	597	9.5%
5	5,937	548	9.2%

・医療費通知

医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、健康に対する意識や国民健康保険制度に対する認識を深めてもらうために送付しています。

年度	対象診療月	通知月	通知件数
元	1月～12月	5月～奇数月に計6回	23,419件
2	1月～12月	5月～奇数月に計6回	22,411件
3	1月～12月	2月・3月上旬に計2回	8,136件
4	1月～12月	2月・3月上旬に計2回	8,342件
5	1月～12月	2月・3月上旬に計2回	7,983件

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

被保険者の負担軽減及び国民健康保険の医療費削減のため、軽減効果が高いと判断される被保険者に差額通知を偶数月に送付します。

年度	通知回数	通知件数
元	12回	2,418件
2	12回	2,303件
3	6回	1,458件
4	6回	1,211件
5	6回	980件

- ・ 重複頻回受診者指導業務

月3医療機関以上の受診が3か月継続している被保険者に、通知や指導を行います。

- ・ 重複服薬受診者指導業務

同系医薬品の服薬日数が60日以上 of 被保険者に、通知を送付します。

- ・ 多剤服薬受診者指導業務

月15種類以上の処方箋が3か月継続している被保険者に、通知を送付します。

## (2) 計画

第2期府中市国民健康保険保健事業実施計画（平成30年度～令和5年度）

第3期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

## 7 その他



(1) 資格証明書等交付状況等

① 資格証明書・短期被保険者証の交付及び居所不明者認定状況

交付年月日	資格証明書	短期被保険者証	居所不明者認定		不現住削除			備考		
			認定数	一般分調定額	世帯	人数	一般再掲			
平成28年	4.1	146世帯	167世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	10.1	151世帯	214世帯		滞納分	0	0	0	0	
平成29年	4.1	112世帯	188世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	10.1	133世帯	172世帯		滞納分	0	0	0	0	
平成30年	4.1	118世帯	107世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	8.1	84世帯	191世帯		滞納分	0	0	0	0	
平成31年	2.1	71世帯	118世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
令和元年	8.1	63世帯	153世帯		滞納分	0	0	0	0	
令和2年	2.1	59世帯	96世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	8.1	49世帯	172世帯		滞納分	0	0	0	0	
令和3年	2.1	55世帯	87世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	8.1	48世帯	132世帯		滞納分	0	0	0	0	
令和4年	2.1	55世帯	66世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	8.1	48世帯	120世帯		滞納分	0	0	0	0	
令和5年	2.1	48世帯	66世帯	0世帯 (0名)	現年分	0	0	0	0	被保険者証更新
	8.1	41世帯	132世帯		滞納分	0	0	0	0	

※資格証明書の更新期間は1年、短期保険証の更新期間は6か月

# 8 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報)

（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 4 - 0 0 9

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	30,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		4,467				
被 保 険 者 数	総数	6,378	80	3,494	2,102	99
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	6,378	80	3,494	2,102	99

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		4,600				
被 保 険 者 数	総数	6,660	86	3,667	2,206	100
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	6,660	86	3,667	2,206	100

		本年度末現在	年度平均			年度平均
介護保険第2号被保険者数		1,899	1,960	標準負担額の減額状況		278
介護保険第2号世帯数		1,668	1,718			

		本年度末現在	年度平均	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)		本年度中
特定世帯数		578	551			5
特定継続世帯数		53	68			

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		125	(再掲) 他県からの転入 58						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		625	(再掲) 他県への転出 292						

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	0	10	10		1	0

備 考						作成者 氏 名
--------	--	--	--	--	--	------------

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

収入				支出						
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料 △税 ▽	一般被保険者分	医療給付費分	414,433,277		総務費	療養給付費	2,131,627,150			
		後期高齢者支援金分	149,353,270	149,353,270		療養費	10,493,598			
		介護納付金分	42,620,692			42,620,692	小計	2,142,120,748		
		一般被保険者分計	606,407,239	149,353,270		42,620,692	高額療養費	329,664,248		
	退職被保険者分	医療給付費分	37,516		保 険 給 付 費	高額介護合算療養費	133,708			
		後期高齢者支援金分	11,467	11,467		移送費	0			
		介護納付金分	11,017			11,017	出産育児諸費	4,920,000		
		退職被保険者等分計	60,000	11,467		11,017	葬祭諸費	1,860,000		
	計	606,467,239	149,364,737	42,631,709		育児諸費	0			
	国庫支出金	269,000				その他	0			
都道府県支出金 △交付金 ▽	保険給付費等交付金(普通交付金)	2,509,195,472				一般被保険者分計	2,478,698,704			
	保険者努力支援分	23,791,000				退職被保険者等分	0			
	特別調整交付金分	16,204,000				療養給付費	0			
	都道府県繰入金(2号分)	51,224,956				療養費	0			
	特定健康診査等負担金	8,542,000			小計	0				
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	99,761,956			高額療養費	0				
	財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	0				
	その他	350,000			移送費	0				
	計	2,609,307,428			退職被保険者等分計	0				
	連合会支出金	0			審査支払手数料	6,355,707				
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	139,205,785	33,849,614	9,879,829	計	2,485,054,411				
	保険基盤安定(保険者支援分)	66,607,021	16,443,137	4,529,412	事業費 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分				
	未就学児均等割保険料(税)	950,400	248,301			一般被保険者分	696,079,726			
	職員給与等	72,234,333				退職被保険者等分	520,850			
	産前産後保険料(税)	66,808	17,898			医療給付費分計	696,600,576			
	出産育児一時金等	3,280,000				一般被保険者分	218,786,940	218,786,940		
	財政安定化支援事業	50,597,000				退職被保険者等分	24,000	24,000		
	その他	0				後期高齢者支援金等分計	218,810,940	218,810,940		
	計	332,941,347	50,558,950	14,409,241		介護納付金分	59,692,343		59,692,343	
	直診勘定繰入金	0				計	975,103,859	218,810,940	59,692,343	
その他の収入	9,356,057			財政安定化基金拠出金		0				
小計(単年度収入) A	3,558,341,071	199,923,687	57,040,950	保健事業費	37,059,548					
				特定健康診査等事業費	34,310,145					
				健康管理センター事業費	0					
				計	71,369,693					
				保険給付費等交付金償還金	8,659,898					
				直診勘定繰出金	1,060,000					
				その他の支出	5,669,300	0	0			
				小計(単年度支出) B	3,619,463,450	218,810,940	59,692,343			
				単年度収支差(A-B)	-61,122,379	-18,887,253	-2,651,393			
基金繰入金 C	83,011,000			基金積立金 F	7,776,921					
繰越金 D	26,371,939			前年度繰上充用金 G	0					
市町村債 E	0			公債費 H	0					
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0					
収入合計(A+C+D+E)	3,667,724,010			支出合計(B+F+G+H)	3,627,240,371					
				収支差引残(収入合計-支出合計)	40,483,639					
				うち次年度への繰越金 I	40,483,639					
				うち基金積立金 J	0					

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	611,494,218	市町村債残高	0
基金繰入金 C	83,011,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	7,776,921		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	536,260,139		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額(円)		科 目	金額(円)	
基金保有額 a	536,260,139		繰上充用金(当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	40,483,639		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高	0	
その他の資産 d	0		その他の負債 g	0	
資産合計(a+b+c+d)	576,743,778		負債合計(e+f+g)	0	
			純資産(資産合計-負債合計)	576,743,778	

備考	作成者氏名
----	-------

様式14（市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）  
（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	608,631,400	590,336,094	433,100	0	18,295,306	0
	滞納繰越分	65,416,220	15,638,045	0	6,359,256	43,418,919	0
	計	674,047,620	605,974,139	433,100	6,359,256	61,714,225	0

3. 保険給付費等支払状況

（円）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
△一般被保険者給付費Ⅴ	療養給付費	計	2,127,792,215	2,131,627,150	3,834,935	0
		現年度分(再掲)	2,127,792,215	2,131,627,150	3,834,935	0
	療養費	計	10,493,598	10,493,598	0	0
		現年度分(再掲)	10,493,598	10,493,598	0	0
		高額療養費	329,218,944	329,664,248	445,304	0
		高額介護合算療養費	133,708	133,708	0	0
		移送費	0	0	0	0
		その他の保険給付費	6,780,000	6,780,000	0	0

4. 市町村標準保険料（税）率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.10	0.00	28,868	19,406

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.63	0.00	10,209	6,916

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.12	0.00	10,263	5,035

5. 備考

収 納 率				作成者 氏名
現年分	滞納繰越分	計		
96.99%	23.91%	89.90%		
備考				

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 532,822	千円 95,852	千円 642	千円 0	千円 8	千円 478	千円 16,036	1増・②減	千円 4,216	千円 415,590	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 248,086	千円 0	千円 198,670	千円 86,066	% 7.10	% 0.00	円 28,868	円 19,406			
46.56%	0.00%	37.29%	16.15%							
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
千円 3,494,196	千円 0	4,715	2,986	60	0	1	43	33	6,882	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備 考		作成者 氏名
--------	--	-----------

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 192,827	千円 33,983	千円 227	千円 0	千円 3	千円 172	千円 6,614	1増・②減	千円 1,670	千円 150,158	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 91,897	千円 0	千円 70,258	千円 30,672	% 2.63	% 0.00	円 10,209	円 6,916			
47.65%	0.00%	36.44%	15.91%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数								千円 220
千円 3,494,196	千円 0	4,715	2,986	60	0	1	43	38	6,882	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 8	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 54,743	千円 9,949	千円 0	千円 0	千円 3	千円 3	千円 1,853	1増・②減	千円 52	千円 42,883	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 25,180	千円 0	千円 20,711	千円 8,852	% 2.12	% 0.00	円 10,263	円 5,035			
46.00%	0.00%	37.83%	16.17%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数								千円 170
千円 1,187,813	千円 0	1,758	1,060	0	0	1	1	19	2,018	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名
----	--	-----------



都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

○ 保険給付状況  
1. 医療給付の状況  
(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	118,979	2,891,536,140	2,127,807,865	681,699,807	82,028,468
食事療養・生活療養（再掲）	1,859	59,309,408	35,111,616	23,628,262	569,530
食事療養・生活療養	0		-15,650	15,650	0
療養費等					
診療費	41	978,850	680,932	294,680	3,238
補装具	119	3,663,761	2,700,431	930,451	32,879
柔道整復師	1,020	6,284,441	4,644,697	1,624,874	14,870
あんま・マッサージ	26	1,346,030	942,221	59,045	344,764
はり・きゅう	228	1,930,360	1,469,870	456,464	4,026
その他	18	79,210	55,447	23,763	0
小計	1,452	14,282,652	10,493,598	3,389,277	399,777
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	120,431	2,905,818,792	2,138,285,813	685,104,734	82,428,245

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	79,636	1,829,487,050	1,384,748,130	433,923,143	10,815,777
食事療養・生活療養（再掲）	1,087	28,983,470	15,857,320	13,036,390	89,760
食事療養・生活療養	0		-6,400	6,400	0
療養費等					
療養費	961	9,401,259	7,067,119	2,325,820	8,320
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	80,597	1,838,888,309	1,391,808,849	436,255,363	10,824,097

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	50,657	1,101,950,262	877,513,280	221,146,970	3,290,012
食事療養・生活療養（再掲）	642	16,621,942	9,250,712	7,297,250	73,980
食事療養・生活療養	0		-6,400	6,400	0
療養費等					
療養費	550	4,921,145	3,936,844	980,319	3,982
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	51,207	1,106,871,407	881,443,724	222,133,689	3,293,994

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	2,378	58,078,891	40,393,539	17,456,667	228,685
食事療養・生活療養（再掲）	32	633,601	181,841	451,760	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	37	364,241	254,965	109,276	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	2,415	58,443,132	40,648,504	17,565,943	228,685

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,469	16,086,532	12,852,116	1,081,896	2,152,520
食事療養（再掲）	5	38,502	13,692	24,810	0
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	4	95,480	76,384	9,826	9,270
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,473	16,182,012	12,928,500	1,091,722	2,161,790

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	393	2,769	614	271	1,082	830	336	6,295	2,963
	高額療養費(円)	8,291,226	20,190,888	68,799,709	24,169,783	162,928,682	19,872,630	24,966,026	329,218,944	297,404,247
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	286	2,731	298	19	716	781	180	5,011	
	高額療養費(円)	3,555,912	18,923,909	32,726,962	1,565,859	106,915,675	17,477,406	10,018,642	191,184,365	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	146	2,659	36	0	467	734	131	4,173	
	高額療養費(円)	906,963	16,077,190	2,737,534	0	59,109,082	15,056,434	4,563,442	98,450,645	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	6	23	6	8	17	0	1	61	
	高額療養費(円)	661,654	793,146	764,516	759,305	4,068,038	0	35,976	7,082,635	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	1	0	0	3	0	5	9	
	高額療養費(円)	0	24,048	0	0	158,472	0	135,068	317,588	
長期高額特定疾病該当者数								18 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	8
給付額(円)	133,708

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	10	62	0	0	0	72
給付額(円)	4,920,000	1,860,000	0	0	0	6,780,000

備 考		作成者 氏 名	
-----	--	------------	--

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,955 件	33,413 日	1,170,279,556 円
	入院外	60,178	91,719	932,914,946
	歯科	12,942	21,615	176,441,580
	小計	75,075	146,747	2,279,636,082
調剤		43,583	( 51,570 枚)	527,998,440
食事療養・生活療養		( 1,859 )	( 89,610 回)	59,309,408
訪問看護		321	2,269	24,592,210
合計		118,979	149,016	2,891,536,140

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,133 件	16,477 日	731,238,020 円
	入院外	40,375	61,009	587,393,380
	歯科	8,531	14,540	119,185,100
	小計	50,039	92,026	1,437,816,500
調剤		29,568	( 34,372 枚)	361,441,970
食事療養・生活療養		( 1,087 )	( 43,263 回)	28,983,470
訪問看護		29	115	1,245,110
合計		79,636	92,141	1,829,487,050

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	669 件	9,377 日	431,232,510 円
	入院外	25,780	38,425	355,425,700
	歯科	5,258	8,944	73,781,910
	小計	31,707	56,746	860,440,120
調剤		18,938	( 21,993 枚)	224,572,170
食事療養・生活療養		( 642 )	( 24,768 回)	16,621,942
訪問看護		12	28	316,030
合計		50,657	56,774	1,101,950,262

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	35 件	393 日	24,844,080 円
	入院外	1,194	2,052	19,947,120
	歯科	275	480	4,252,810
	小計	1,504	2,925	49,044,010
調剤		874	( 1,027 枚)	8,401,280
食事療養・生活療養		( 32 )	( 966 回)	633,601
訪問看護		0	0	0
合計		2,378	2,925	58,078,891

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6 件	34 日	2,223,200 円
	入院外	849	1,322	8,912,540
	歯科	80	107	830,930
	小計	935	1,463	11,966,670
調剤		534	( 770 枚)	4,081,360
食事療養		( 5 )	( 61 回)	38,502
訪問看護		0	0	0
合計		1,469	1,463	16,086,532

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和5年度)

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 4 - 0 0 9

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	37,516	医 療 給 付 費	療養給付費 0
保険給付費等交付金(普通交付金)	0		療養費 0
その他の収入	0		小 計 0
合 計	37,516		高額療養費 0
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	520,850
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合 計	520,850

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	1,084,612	60,000	0	386,897	637,715	0
計	1,084,612	60,000	0	386,897	637,715	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計			
		0.00%	5.53%	5.53%		
備 考					作成者氏名	

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		0	0	0	0	0	0
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		0	0	0	0	0	0
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3   4   -   0   0   9

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和5年度）

都道府県名	広島県
保険者名	府中市
都道府県・保険者番号	3 : 4 : - : 0 : 0 : 9

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--



## 9 諸規定

改正

昭和36年3月28日 条例第8号  
昭和36年6月29日 条例第27号  
昭和37年3月30日 条例第14号  
昭和37年6月30日 条例第21号  
昭和37年9月24日 条例第25号  
昭和38年3月20日 条例第7号  
昭和38年12月26日 条例第42号  
昭和40年3月31日 条例第12号  
昭和46年3月20日 条例第11号  
昭和48年3月31日 条例第8号  
昭和49年3月30日 条例第17号  
昭和51年1月8日 条例第1号  
昭和51年3月31日 条例第18号  
昭和52年3月24日 条例第6号  
昭和53年3月20日 条例第3号  
昭和53年7月18日 条例第23号  
昭和53年12月23日 条例第35号  
昭和54年3月31日 条例第5号  
昭和55年3月31日 条例第6号  
昭和57年3月26日 条例第6号  
昭和58年1月5日 条例第6号  
昭和58年3月29日 条例第16号  
昭和58年7月19日 条例第33号  
昭和59年10月1日 条例第22号  
昭和61年10月1日 条例第24号  
平成元年3月31日 条例第12号  
平成4年9月30日 条例第20号  
平成6年9月30日 条例第24号  
平成9年3月31日 条例第13号  
平成9年9月29日 条例第22号  
平成11年3月30日 条例第6号  
平成12年3月29日 条例第13号  
平成14年3月27日 条例第4号  
平成14年9月27日 条例第30号  
平成15年3月27日 条例第18号  
平成15年12月24日 条例第56号  
平成18年9月29日 条例第31号  
平成20年3月31日 条例第16号  
平成20年12月19日 条例第40号  
平成21年9月30日 条例第26号  
平成23年3月31日 条例第13号  
平成24年3月14日 条例第9号  
平成26年12月12日 条例第31号  
平成30年3月12日 条例第11号  
令和2年5月1日 条例第19号  
令和3年3月18日 条例第5号  
令和3年12月14日 条例第23号  
令和5年3月16日 条例第11号  
令和6年9月20日 条例第34号

府中市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条・第4条の2）
- 第4章 保険給付（第5条—第8条）
- 第5章 保健事業（第9条・第10条）
- 第6章 国民健康保険税（第11条）

第7章 雑則（第12条—第14条）

第8章 罰則（第15条—第18条）

附則

### 第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

**第1条** 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）

**第2条** 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は府中市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とし、その委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1）被保険者を代表する委員 4人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3）公益を代表する委員 4人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

**第3条** 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 被保険者

（被保険者の責務）

**第4条** 被保険者は、積極的に健康診査を受診する等第9条に定める保健事業に参加し、自身の健康増進に努めなければならない。

（被保険者としない者）

**第4条の2** 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。

### 第4章 保険給付

（一部負担金）

**第5条** 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- （1）6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- （2）6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- （3）70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- （4）法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

（出産育児一時金）

**第6条** 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

**第7条** 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

**第8条** 削除

### 第5章 保健事業

（保健事業）

**第9条** 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業をする。

- （1）健康教育
- （2）健康相談

- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

#### 第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第11条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

#### 第7章 雑則

第12条 削除

(延滞金)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、府中市税条例(昭和29年府中市条例第28号)の例(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間を除くものとする。)により延滞金を徴収するものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 罰則

第15条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第16条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条 市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

- 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないうとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (昭和36年3月28日条例第8号)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和36年 6 月29日 条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和37年 3 月30日 条例第14号）

この条例は、昭和37年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和37年 6 月30日 条例第21号）

- 1 この条例は、昭和37年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条の改正規定は、この条例施行の日の属する月の育児期間から適用する。

**附 則**（昭和37年 9 月24日 条例第25号）

この条例は、昭和37年10月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和38年 3 月20日 条例第 7 号）

この条例は、昭和38年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和38年12月26日 条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年 8 月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和40年 3 月31日 条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 8 条の 2 の改正規定は、昭和41年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（昭和46年 3 月20日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。  
（昭和46年度の特例）
- 2 昭和46年 4 月 1 日から昭和47年 3 月31日までの間に出生した被保険者に対して支給する助産費の額については、この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第 6 条中「1 万円」とあるのは「6 千円」と読み替えて適用する。

**附 則**（昭和48年 3 月31日 条例第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和48年 3 月31日までの出生児に対する育児手当金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和49年 3 月30日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（助産費、葬祭費に関する規定の適用）
- 2 改正後のこの条例（以下「新条例」という。）の第 6 条及び第 7 条の規定は、昭和49年 4 月 1 日以降の出生又は死亡があったときから適用し、同日前の助産費及び葬祭費の支給については、なお従前の例による。  
（高額療養費に関する規定の適用）
- 3 新条例第 8 条の 3 の規定は、昭和49年 7 月 1 日以後に行われた療養に係る費用から適用する。

**附 則**（昭和51年 1 月 8 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月 1 日から適用する。

**附 則**（昭和51年 3 月31日 条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条の規定は、昭和51年 4 月 1 日以降の出生に係る助産費について適用し、同日前の出生に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和52年 3 月24日 条例第 6 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 7 条及び第 8 条の規定は、昭和52年 4 月 1 日以降の死亡又は出生に係る育児について適用し、同日前の死亡による葬祭費及び出生に係る育児手当金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和53年 3 月20日 条例第 3 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条の規定は、昭和53年 4 月 1 日以降の出生に係る助産費について適用し、同日前の出生に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和53年 7 月18日 条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日から 6 月を経過した日以降の出生から適用する。

**附 則**（昭和53年12月23日 条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年 3 月31日 条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第 7 条及び第 8 条の規定は、昭和54年 4 月 1 日以降の死亡又は出

産に係る育児について適用し、同日前の死亡による葬祭費及び出産に係る育児手当金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和55年3月31日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年12月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例第6条の規定は、昭和55年12月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和57年3月26日条例第6号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年1月5日条例第6号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第15条及び第16条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和58年3月29日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例第6条の規定は、昭和58年4月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和58年7月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年10月1日条例第22号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年10月1日条例第24号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（第4号を除く。）は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第4条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（平成元年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第6条第1項の助産費の金額の規定は、平成2年3月1日以後の出産に係る助産費について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年9月30日条例第24号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第5章の章名の改正規定、第9条の見出しの改正規定及び第10条の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の育児に係る給付については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年3月31日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の府中市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年9月29日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険条例第6条（中略）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月30日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

**附 則**（平成14年9月27日条例第30号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月27日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年12月24日条例第56号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月29日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月19日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年9月30日条例第26号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月14日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年12月12日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るこの条例による改正前の府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月12日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年5月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

**附 則**（令和3年3月18日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

**附 則**（令和3年12月14日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産に係る府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年3月16日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る府中市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

**附 則**（令和6年9月20日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



改正

昭和37年10月27日規則第21号  
昭和40年9月22日規則第27号  
昭和42年3月15日規則第2号  
昭和49年3月30日規則第5号  
昭和51年1月8日規則第3号  
昭和59年7月10日規則第16号  
平成8年4月1日規則第12号  
平成10年4月1日規則第13号  
平成12年3月29日規則第12号  
平成15年12月25日規則第56号  
平成18年9月15日規則第36号  
平成20年12月25日規則第29号  
平成22年12月27日規則第49号  
平成24年3月14日規則第12号  
平成26年3月31日規則第9号  
平成26年12月12日規則第44号  
平成27年12月11日規則第40号  
平成28年3月15日規則第19号  
平成30年3月12日規則第3号  
平成31年3月19日規則第1号  
令和2年5月1日規則第19号  
令和2年9月1日規則第21号  
令和2年12月1日規則第24号  
令和3年3月1日規則第2号  
令和3年6月1日規則第16号  
令和3年8月31日規則第22号  
令和3年11月25日規則第28号  
令和4年2月24日規則第2号  
令和4年5月24日規則第21号  
令和4年9月20日規則第25号  
令和4年12月12日規則第30号  
令和5年3月24日規則第1号  
令和5年3月24日規則第2号  
令和6年11月29日規則第25号

府中市国民健康保険条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市が行う国民健康保険の事務は、法令及び府中市国民健康保険条例（昭和34年府中市条例第18号。以下「条例」という。）並びに別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(会長の任務)

第2条 会長は、府中市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を代表し、会務を総理する。

(招集)

第3条 市長は、市町村が行う国民健康保険事業の運営に関する重要事項の決定を行うため必要と認めるときは、協議会を招集する。

(議事)

第4条 会議は、会長が議長となってこれを運営する。

(定足数)

第5条 会議は、委員定数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議案の説明、採決及び会議録の記載)

第6条 議案の説明、採決の方法及び会議録の記載については、府中市議会会議規則（昭和46年6月21日議決）を準用する。

(答申)

第7条 会長は、市長の諮問事項について、審議議決を終わったときは、5日以内に市長に答申しなければならない。

(協議会の庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、健康福祉部市民課において処理する。

**第3章 被保険者**

(資格確認書の再交付)

**第9条** 資格確認書を失ったために再交付を受けようとする者は、その事実を国民健康保険被保険者異動届に記載して市長に提出しなければならない。

(資格情報通知書の再通知)

**第9条の2** 資格情報通知書を失ったために再通知を受けようとする者は、その事実を国民健康保険被保険者異動届に記載して市長に提出しなければならない。

(再交付するときの番号)

**第10条** 資格確認書の再交付又は資格情報通知書により再通知する場合においては、その資格確認書又は資格情報通知書(以下「資格確認書等」という。)の番号は、失った資格確認書等の番号と同一の記号番号とする。

2 前項の資格確認書等には、資格確認書等の余白部分に再交付の表示をするものとする。

(資格確認書の検認又は更新)

**第11条** 市長は、資格確認書の検認又は更新を行う。

2 市長は、前項の検認又は更新をしようとするときは、その日時、場所その他必要な事項をその検認又は更新を実施する10日前までに公告する。

(資格確認書の返還ができない場合の届出)

**第12条** 被保険者の属する世帯のすべての被保険者がその資格を喪失した場合において、資格確認書を返還することができないときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)は、返還することができない理由を国民健康保険被保険者異動届に記載して提出しなければならない。

(無効の告示)

**第13条** 第9条及び前条の規定による届出があったときは、市長は速やかに喪失した資格確認書の無効の告示をするものとする。

**第4章 保険給付及び保健事業**

(移送費の支給申請)

**第14条** 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条の4第1項の規定による給付を受けようとするときは、国民健康保険移送費支給申請書(別記様式第1号)に、関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(第三者の行為により療養の給付を受ける場合の届出)

**第15条** 療養の給付を受ける疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、世帯主は、その事実、第三者の住所及び名前並びに疾病又は負傷の状況を、その事実が発生した日から10日以内に第三者行為による被害届により届け出なければならない。

(差額支給の申請)

**第16条** 法第56条第2項の規定により差額支給を受けようとする者は、療養費の支給の例に準じて支給申請書を提出しなければならない。

(一部負担金の減免及び徴収猶予)

**第17条** 法第44条第1項の規定により法第36条第1項第1号から第5号までに定める給付に係る一部負担金の減額又は免除若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出し、承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による承認書の交付を受けたものが療養取扱機関について療養の給付を受けようとする場合は、法第36条第3項に規定する被保険者であることの確認を受け、当該承認書を提出しなければならない。

(出産育児一時金)

**第18条** 条例第6条の規定による出産育児一時金の給付を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書(別記様式第2号)に、その事実を証明する書類及び資格確認書等を添えて申請しなければならない。

2 条例第6条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万2,000円を加算する。

(葬祭費の支給申請)

**第19条** 条例第7条の規定による葬祭費の給付を受けようとする者は、葬祭費支給申請書(別記様式第3号)に、その事実を証明する書類及び資格確認書等を添えて申請しなければならない。

**第20条及び第21条** 削除

(申請期日等)

**第22条** 第16条から第18条までの支給申請は、その事実の生じた日後速やかに行わなければならない。

(保健事業)

**第23条** 市は、被保険者の生活実態に即した衛生思想の普及、疾病予防及びその早期発見を図るため必要と認める保健事業については、衛生行政と競合する事項は、調整を保ちながら計画を策定

するものとする。

- 2 被保険者は、条例第9条に規定する特定健康診査等を毎年度1回受診するよう努めるものとする。

## 第5章 雑則

(過料)

**第24条** 条例第15条から第17条までの規定による過料を科するときは、過料決定書に納付書を添えて交付する。

(会計)

**第25条** 市が行う国民健康保険の事務に関する特別会計の事務処理については、この規則又は別に定めるもののほか、府中市予算の編成及び執行に関する規則（平成28年府中市規則第6号）、府中市会計規則（平成28年府中市規則第7号）、府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）、府中市財産管理規則（平成28年府中市規則第9号）及び府中市物品管理規則（平成28年府中市規則第10号）に規定するところによる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は廃止する。ただし、これらの規定によってなされた行為のうち、この規則に対応する事項については、この規則のそれぞれの規定によってなされたものとみなす。
  - (1) 府中市国民健康保険運営協議会規程（昭和30年府中市規則第11号）
  - (2) 府中市国民健康保険給付規程（昭和30年府中市規則第12号）
  - (3) 府中市国民健康保険保健施設規程（昭和30年府中市規則第14号）
  - (4) 府中市国民健康保険一部負担金徴収規程（昭和30年府中市規則第13号）
  - (5) 府中市国民健康保険関係文書取扱規程（昭和30年府中市規則第15号）  
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給)
- 3 条例附則第2条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、附則別記様式による傷病手当金支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年府中市条例第19号）附則に規定する規則で定める日は、令和5年5月7日とする。ただし、入院の継続等により労務に服することができないと市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算して1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。

## 附則別記様式

**附 則**（昭和37年10月27日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和40年9月22日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式については、当分の間従来の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

**附 則**（昭和42年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和49年3月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年1月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和59年7月10日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成10年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月29日規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年12月25日規則第56号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月15日規則第36号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年12月25日規則第29号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則**（平成22年12月27日規則第49号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月14日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年12月12日規則第44号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月11日規則第40号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月15日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月12日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月19日規則第1号抄)

(施行期日)

**第1条** この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年5月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年9月1日規則第21号)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

**附 則** (令和2年12月1日規則第24号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月1日規則第2号)

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

**附 則** (令和3年6月1日規則第16号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

**附 則** (令和3年8月31日規則第22号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

**附 則** (令和3年11月25日規則第28号)

この規則中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。

**附 則** (令和4年2月24日規則第2号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

**附 則** (令和4年5月24日規則第21号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

**附 則** (令和4年9月20日規則第25号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則** (令和4年12月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和5年3月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和5年3月24日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年11月29日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に国民健康保険条例施行規則（昭和36年府中市規則第2号）の規定により交付されている被保険者証及び被保険者資格証明書の取扱いについては、有効期間（当該有効期限の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）が経過するまでの間に限り、なお従前の例によるものとする。ただし、当該保険者が電子資格確認を受けることができる状況にある場合又は資格確認書の交付を受けている場合は、この限りでない。（様式に係る経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- ・別記様式第1号（第14条関係）
- ・別記様式第2号（第18条関係）
- ・別記様式第3号（第19条関係）

改正

昭和31年7月1日 条例第12号  
昭和31年9月12日 条例第19号  
昭和32年8月23日 条例第23号  
昭和34年3月30日 条例第15号  
昭和35年3月31日 条例第10号  
昭和35年9月28日 条例第22号  
昭和36年3月23日 条例第6号  
昭和36年12月25日 条例第43号  
昭和38年12月26日 条例第41号  
昭和40年3月31日 条例第10号  
昭和40年7月3日 条例第23号  
昭和41年6月8日 条例第11号  
昭和41年10月1日 条例第15号  
昭和42年6月1日 条例第6号  
昭和43年3月30日 条例第17号  
昭和43年5月22日 条例第23号  
昭和44年5月20日 条例第19号  
昭和45年5月27日 条例第11号  
昭和46年3月31日 条例第12号  
昭和46年4月9日 条例第17号  
昭和47年4月1日 条例第7号  
昭和47年4月10日 条例第18号  
昭和48年5月22日 条例第12号  
昭和49年3月30日 条例第10号  
昭和49年4月1日 条例第22号  
昭和50年4月1日 条例第26号  
昭和50年4月1日 条例第35号  
昭和51年3月31日 条例第17号  
昭和51年4月1日 条例第30号  
昭和52年3月24日 条例第7号  
昭和52年3月31日 条例第15号  
昭和53年4月1日 条例第17号  
昭和54年3月31日 条例第6号  
昭和54年3月31日 条例第14号  
昭和55年3月31日 条例第12号  
昭和55年4月1日 条例第19号  
昭和56年4月1日 条例第16号  
昭和56年4月1日 条例第19号  
昭和57年3月26日 条例第3号  
昭和57年7月1日 条例第22号  
昭和58年4月1日 条例第22号  
昭和59年3月31日 条例第13号  
昭和59年6月30日 条例第15号  
昭和60年3月30日 条例第4号  
昭和60年3月30日 条例第11号  
昭和61年6月28日 条例第15号  
昭和62年3月31日 条例第6号  
昭和62年12月24日 条例第22号  
昭和63年7月4日 条例第9号  
平成元年3月31日 条例第10号  
平成元年5月27日 条例第18号  
平成2年3月29日 条例第5号  
平成2年12月27日 条例第22号  
平成3年5月7日 条例第17号  
平成3年12月25日 条例第25号  
平成4年4月23日 条例第15号  
平成4年12月24日 条例第24号

平成5年4月26日 条例第14号  
平成5年12月22日 条例第21号  
平成6年3月29日 条例第9号  
平成6年3月31日 条例第13号  
平成6年12月22日 条例第34号  
平成7年3月31日 条例第7号  
平成8年6月27日 条例第13号  
平成9年4月30日 条例第18号  
平成9年12月25日 条例第29号  
平成10年3月30日 条例第4号  
平成10年3月31日 条例第15号  
平成10年6月24日 条例第21号  
平成11年6月23日 条例第15号  
平成12年3月29日 条例第12号  
平成12年3月31日 条例第24号  
平成12年6月22日 条例第29号  
平成13年3月30日 条例第15号  
平成13年6月25日 条例第20号  
平成14年3月27日 条例第2号  
平成14年9月27日 条例第31号  
平成15年3月31日 条例第26号  
平成15年6月27日 条例第28号  
平成15年6月27日 条例第29号  
平成16年3月31日 条例第50号  
平成16年6月28日 条例第61号  
平成18年3月31日 条例第19号  
平成19年6月25日 条例第22号  
平成20年3月31日 条例第17号  
平成20年9月26日 条例第34号  
平成21年3月30日 条例第10号  
平成21年3月31日 条例第20号  
平成22年3月31日 条例第16号  
平成23年3月17日 条例第8号  
平成23年3月31日 条例第14号  
平成24年3月14日 条例第10号  
平成24年3月31日 条例第22号  
平成25年3月19日 条例第11号  
平成25年3月31日 条例第16号  
平成25年9月17日 条例第23号  
平成26年3月31日 条例第16号  
平成27年3月17日 条例第9号  
平成27年3月31日 条例第27号  
平成28年3月31日 条例第21号  
平成28年12月16日 条例第38号  
平成29年3月31日 条例第14号  
平成30年3月12日 条例第12号  
平成30年3月31日 条例第22号  
平成31年3月29日 条例第24号  
令和2年3月18日 条例第10号  
令和2年3月31日 条例第18号  
令和2年12月15日 条例第36号  
令和3年3月18日 条例第6号  
令和4年3月22日 条例第10号  
令和4年3月31日 条例第17号  
令和5年3月31日 条例第19号  
令和5年6月27日 条例第22号  
令和5年12月19日 条例第36号  
令和6年3月18日 条例第19号

府中市国民健康保険税条例  
(納税義務者)

**第1条** 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

**第2条** 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（広島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

**第3条** 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.71を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

**第4条** 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

**第5条** 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万3,089円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

**第5条の2** 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び同項において同じ。）以外の世帯 2万1,127円

(2) 特定世帯 1万563円

(3) 特定継続世帯 1万5,845円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

**第6条** 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.96を乗じて算定する。

**第7条** 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

**第7条の2** 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,411円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

**第7条の3** 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,924円

(2) 特定世帯 3,962円

(3) 特定継続世帯 5,943円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

**第8条** 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.06を乗じて算定する。

**第9条** 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

**第9条の2** 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万514円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

**第9条の3** 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,108円とする。

(賦課期日)

**第10条** 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

**第11条** 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

**第12条** 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

**第13条** 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときはその前日)の属する月の前月まで月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときはその前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者とな



った者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときはその前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日としてみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（特別徴収）

**第14条** 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

**第15条** 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

**第16条** 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

**第17条** 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

**第18条** 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

**第19条** 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない認められる特別な

事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間  
(普通徴収税額への繰入)

**第20条** 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合(徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

**第21条及び第22条** 削除  
(国民健康保険税の減額)

**第23条** 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2万3,163円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,789円

(イ) 特定世帯 7,395円

(ウ) 特定継続世帯 1万1,092円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,688円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,547円

(イ) 特定世帯 2,774円

(ウ) 特定継続世帯 4,161円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2

項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,360円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 3,576円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1万6,545円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万564円

(イ) 特定世帯 5,282円

(ウ) 特定継続世帯 7,923円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,206円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,962円

(イ) 特定世帯 1,981円

(ウ) 特定継続世帯 2,972円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,257円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 2,554円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,618円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,226円

(イ) 特定世帯 2,113円

(ウ) 特定継続世帯 3,169円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,483円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,585円

(イ) 特定世帯 793円

(ウ) 特定継続世帯 1,189円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2,103円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1世帯について 1,022円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限

る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,963円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,272円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万3,236円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,545円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,862円
  - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,103円
  - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,964円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,206円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額  
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

**第23条の2** 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)及び」とする。  
(国民健康保険税に関する申告)

**第24条** 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被

保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る申告）

**第24条の2** 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

**第24条の3** 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

（国民健康保険税の納税通知書）

**第25条** 国民健康保険税の納税通知書の様式は、市長が別に規則で定める。

（国民健康保険税の納期限の延長）

**第25条の2** 市長は、国民健康保険税の納税者のうち、災害その他特別の事情があるものについて、特に必要があると認める場合においては、当該納税者の申請によって、3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。

（減免）

**第25条の3** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（1）災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（2）貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

（3）国民健康保険法第59条の規定に該当する者

（4）次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ）船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

（ウ）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

（エ）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ）健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

- (5) 前4号に掲げる者のほか特別の理由がある者
- 2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証する書面を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 住所及び名前  
(2) 年度、納期及び税額  
(3) 減免を受けようとする理由

**第26条** この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、市税条例に基づく市税の例による。

(府中市行政手続条例の適用除外)

**第26条の2** 府中市行政手続条例(平成14年府中市条例第2号)第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、府中市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

- 2 府中市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(規則への委任)

**第27条** この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和31年7月1日から施行する。  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。  
(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。  
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。  
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。  
(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。  
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。  
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  
(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

**附 則**（昭和31年7月1日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和31年7月1日から施行する。  
2 府中市国民健康保険税条例（昭和31年府中市条例第6号）第2条の適用については、昭和31年度に限り7月1日から月割をもって算定した額による。

**附 則**（昭和31年9月12日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和32年8月23日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和34年3月30日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。  
2 昭和33年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和35年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年度分の国民健康保険税から適用する。ただし、第13条の改正規定は、昭和35年1月1日から適用する。  
2 昭和34年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和35年9月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第8条の改正規定を除き昭和35年度分の国民健康保険税から適用する。

**附 則**（昭和36年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年度分の国民健康保険税から適用する。

**附 則**（昭和36年12月25日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の国民健康保険税から適用する。  
2 昭和36年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和38年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。ただし、第10条の改正規定は、昭和38年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和40年3月31日条例第10号）

- 1 この条例は、昭和40年4月1日から施行し、昭和40年度分の国民健康保険税から適用する。  
2 昭和39年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和40年7月3日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の国民健康保険税から適用する。



- 2 昭和39年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和41年6月8日条例第11号）
  - 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和40年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和41年10月1日条例第15号）
  - 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和40年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和42年6月1日条例第6号）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和41年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和43年3月30日条例第17号）
  - 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和42年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和43年5月22日条例第23号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和43年度分の国民健康保険税から適用し、昭和42年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 附則（昭和44年5月20日条例第19号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和44年度分の国民健康保険税から適用し、昭和43年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 附則（昭和45年5月27日条例第11号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和45年度分の国民健康保険税から適用し、昭和44年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）
- 3 新条例附則第2項及び第3項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和44年法律第16号）附則第15条又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第19条の規定により適用される法附則第34条又は第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第2項中「昭和46年度から」とあるのは、「昭和45年度から」と読み替えるものとする。  
附則（昭和46年3月31日条例第12号）
  - 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和45年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和46年4月9日条例第17号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和46年度分の国民健康保険税から適用し、昭和45年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 附則（昭和47年4月1日条例第7号）
  - 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和46年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和47年4月10日条例第18号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和47年度分の国民健康保険税から適用し、昭和46年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 附則（昭和48年5月22日条例第12号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和48年度分の国民健康保険税から適用し、昭和47年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和49年3月30日条例第10号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和48年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 昭和49年度分の国民健康保険税に限り、第4条中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えるものとする。

**附 則** (昭和49年4月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、昭和49年度分の国民健康保険税から適用し、昭和48年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

- 3 新条例附則第4項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法の一部を改正する法律(昭和49年法律第19号)附則第17条第1項の規定により適用される法附則第33条の2の適用がある場合には、昭和49年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第4項中「昭和50年度」とあるのは、「昭和49年度」とする。

**附 則** (昭和50年4月1日条例第26号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和49年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和50年4月1日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和50年度分の国民健康保険税から適用し、昭和49年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和51年3月31日条例第17号)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和50年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和51年4月1日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和51年度分の国民健康保険税から適用し、昭和50年度分までに課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和52年3月24日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和51年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和52年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和52年度分の国民健康保険税から適用し、昭和51年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和53年4月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和53年度分の国民健康保険税から適用し、昭和52年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和54年3月31日条例第6号)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度分の国民健康保険税から適用する。
- 2 昭和53年度分以前に課すべき国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和54年3月31日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和54年度分の国民健康保険税から適用し、昭和53年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和55年3月31日条例第12号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和55年度分の国民健康保険税から適用し、昭和54年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和55年4月1日条例第19号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、府中市国民健康保険税条例附則第2項の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和55年度分の国民健康保険税から適用し、昭和54年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用）
- 3 新条例附則第2項の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和56年4月1日条例第16号）  
（施行期日）
  - 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。  
（適用区分）
  - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和56年4月1日条例第19号）  
（施行期日）
    - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
    - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和56年度分の国民健康保険税から適用し、昭和55年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和57年3月26日条例第3号）  
この条例は、昭和57年4月1日から施行する。  
附則（昭和57年7月1日条例第22号）  
（施行期日）
      - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
      - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和57年度分以後の国民健康保険税について適用し、昭和56年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。  
附則（昭和58年4月1日条例第22号）  
（施行期日）
        - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
        - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条第1項及び第9条の規定は、昭和58年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和57年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
        - 3 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和57年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。  
附則（昭和59年3月31日条例第13号）  
（施行期日）
          - 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
          - 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条第2項、第4項及び第6項並びに第9条の規定は、昭和59年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和58年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
          - 3 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定により、読み替えて適用される改正前の府中市国民健康保険税条例第9条の規定による昭和58年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。  
附則（昭和59年6月30日条例第15号）  
（施行期日）
            - 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和59年度分の国民健康保険税から適用し、昭和58年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和60年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和60年度分の国民健康保険税から適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和60年3月30日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第9条の規定は、昭和60年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和59年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の府中市国民健康保険税条例(以下「旧条例」という。)附則第6項の規定により、読み替えて適用される旧条例第3条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第7項の規定により、読み替えて適用される旧条例第9条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和61年6月28日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和62年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和62年12月24日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和63年7月4日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)第2条及び第9条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第7項の規定により、読み替えて適用される同条例第9条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年3月31日条例第10号)

**改正**

平成元年5月27日条例第18号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に1項を加える改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)第3条、第5条及び第5条の2の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

- 3 新条例附則第5項の規定は、平成2年度分の国民健康保険税から適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年5月27日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第9条の規定並びに附則第2項の規定は、平成元年度分の国民健康保険税から適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成元年府中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成2年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成2年12月27日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用し、平成2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成3年5月7日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

- 2 平成2年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成3年12月25日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成4年度分の国民健康保険税から適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成4年4月23日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第9条の規定は、平成4年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

**附 則** (平成4年12月24日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成5年度分の国民健康保険税から適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成5年4月26日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成5年度分の国民健康保険税から適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成5年12月22日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成6年度分の国民健康保険税から適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成6年3月29日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成6年3月31日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第9条の規定は、平成6年度分の国民健康保険税から適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成6年12月22日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成7年度分の国民健康保険税から適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成7年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条、第8条、第9条及び附則第2項から第6項(第4項を除く。)の規定は、平成7年度分の国民健康保険税から適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成8年6月27日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成8年度分の国民健康保険税から適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成9年4月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成9年12月25日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第11条の4の規定は、平成12年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成10年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成10年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第10条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成10年6月24日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年6月23日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成11年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月29日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月31日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例第2条及び第13条の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年6月22日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成13年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成13年6月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(府中市税条例の一部改正)

- 5 府中市税条例(昭和29年府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(府中市国民健康保険税条例の一部改正)

- 6 府中市国民健康保険税条例(昭和31年府中市条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(府中市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

- 7 府中市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成12年府中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成14年9月27日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年3月31日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条及び第13条の規定は、平成15年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第8項及び第9項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年6月27日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正前の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

**附 則**（平成15年6月27日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年3月31日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例附則第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成16年6月28日条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月31日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年6月25日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（適用区分）
- 2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行の日（以下「法施行日」という。）又は平成20年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、法施行日が、平成20年4月1日と同日の場合は、この条例の第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。  
（適用区分）



2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 9 月26日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第19条の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する（経過措置）

4 平成20年10月 1 日において、平成20年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第16条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新地方税法」という。）第706条第 2 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成21年 4 月 1 日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。）附則第 3 条第 1 項各号に規定する世帯主を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成21年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの間において新地方税法第718条の 2 第 2 項に規定する特別徴収対象年金給付（次項において「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないことと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成20年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第 3 条第 2 項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成21年度における支払の回数で除して得た額とする。

**附 則**（平成21年 3 月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月31日条例第20号）

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 2 項の次に 1 項を加える改正規定、附則第 3 項の改正規定（同項を附則第 4 項とする部分に限る。）、附則第 4 項の改正規定（同項を附則第 5 項とする部分に限る。）、附則第 5 項の改正規定、同項の次に 1 項を加える改正規定、附則第 6 項及び第 7 項の改正規定、附則第 8 項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）、附則第 9 項の改正規定、附則第 10 項の改正規定、附則第11項の改正規定並びに附則第12項の改正規定 平成22年 1 月 1 日

(2) 附則第 3 項の改正規定（「第35条第 1 項」の次に「、第35条の 2 第 1 項」を加える部分に限る。）、附則第 4 項の改正規定（同項を附則第 5 項とする部分を除く。） 平成22年 4 月 1 日

(3) 附則第 8 項の改正規定（「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年 1 月 1 日

（適用区分）

**第 2 条** 改正後の府中市国民健康保険税条例第 2 条第 4 項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年 3 月31日条例第16号）

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、平成22年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

**第 2 条** 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（平成22年度以降の各年度における国民健康保険税の賦課の特例）

**第 3 条** 当分の間、平成22年度以降の各年度における第25条の 3 第 1 項第 4 号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの

間に限る。）」とあるのは「該当する者」とする。

**附 則**（平成23年3月17日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年3月31日条例第14号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月14日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月31日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月19日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月31日条例第16号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** 次項に定めるものを除き、改正後の府中市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

**附 則**（平成25年9月17日条例第23号）

**改正**

平成27年3月31日条例第27号

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月31日条例第16号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月17日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日条例第27号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** 改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第3条** 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年府中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附則**（平成28年3月31日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（平成28年12月16日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

**附則**（平成29年3月31日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（平成30年3月12日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（平成30年3月31日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（平成31年3月29日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和2年3月18日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和2年3月31日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和2年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和2年12月15日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和3年3月18日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和4年3月22日条例第10号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和4年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和5年3月31日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和5年6月27日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和5年12月19日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**附則**（令和6年3月18日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**改正**

平成14年12月25日規則第35号  
平成20年3月31日規則第12号  
平成21年4月30日規則第28号  
平成31年4月1日規則第15号

府中市国民健康保険税条例施行規則

府中市国民健康保険税条例施行規則（昭和35年府中市規則第14号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** 府中市国民健康保険税条例（昭和31年府中市条例第6号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（国民健康保険税納税通知書の様式）

**第2条** 条例第25条の規定による国民健康保険税の納税通知書は、第1号様式のとおりとする。

（国民健康保険税の減免申請書の様式）

**第3条** 条例第25条の3の規定による国民健康保険税の減免申請書は、第2号様式のとおりとする。

（国民健康保険税の減免）

**第4条** 条例第25条の3の規定による国民健康保険税の減免の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

（その他）

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の府中市国民健康保険税条例施行規則の規定は、平成10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

**附 則**（平成14年12月25日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年4月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**（平成31年4月1日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた事務手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされた事務手続その他の行為とみなす。

・ **第1号様式**（第2条関係）

・ **第2号様式**（第3条関係）

府中市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

**第1条** 国民健康保険財政の健全な運営に役立てるため、府中市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計の毎会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金のうちから、市長が定める額とする。

2 前項に定める額を積み立てるほか、市長が必要があると認めるときは、府中市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより基金に積み立てることができる。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入し、又は保健事業に要する経費の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当するときは、処分することができる。

(1) 医療費の動向により財源が不足する場合に、その不足額をうめる財源に充てるとき。

(2) 保健事業の財源に充てるとき。

(3) 市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

府中市 健康福祉部 市民課（医療保険係）

〒 726-8601

広島県府中市府川町 3 1 5 番地

電話 0 8 4 7 - 4 4 - 9 1 4 5

